

大学生には大学生協の保障制度

CO・OP 学生総合共済



CO・OP学生総合共済 新社会人コース

あわせておすすめする保険 学生賠償責任保険(一人暮らし特約なし・あり) 就学費用保障保険

全国で約81.8万人が加入しています。

学生総合共済は
大学生の生活・健康に
寄り添い45年
※1981年スタート

あなたも学生総合共済のたすけあいの輪へ

CO・OP学生総合共済	入院・ケガ通院を1日目から保障	P.3,4
学生賠償責任保険(一人暮らし特約なし)	学生生活のさまざまな賠償事故にそなえる保障	P.5
学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)	一人暮らしの住まいのリスクにもそなえる保障	P.6
就学費用保障保険	卒業までの学業の継続にそなえる保障	P.7
CO・OP学生総合共済 新社会人コース	卒業後も安心が続く	P.9

日本コ－プ共済生活協同組合連合会

「もしも」のときに

学業継続をささえます

タヌロー
大学生協共済
キャラクター



CO・OP学生総合共済は、困ったときにお見舞い(共済金)をおくり、学業継続をささえることを目的として1981年にはじまった、学生どうしのたすけあいの制度です。

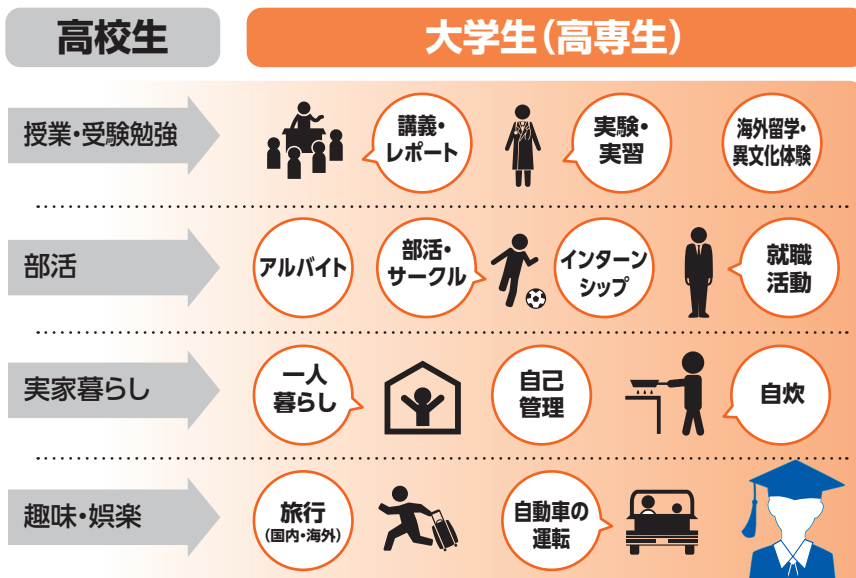
組合員があらかじめ少しずつお金(掛金)を出し合って共済に加入し、将来発生するかもしれないケガ・病気や、父母・扶養者のもしものときに、集まったお金の中から一定額を出してたすけあう、そんなたすけあいの心をカタチにしたのがCO・OP学生総合共済です。

また、CO・OP学生総合共済とあわせておすすめする保険で大学生活のさまざまなリスクにそなえられるようにしています。



大学生活は、高校までと行動範囲・環境が大きく変わります

大学生になると行動範囲が広がり、高校生までの“家族や学校から目が届く”生活から、“自分で判断・行動する”生活に大きく変化します。学業や課外活動はもちろん、アルバイトやサークル活動、旅行や留学などの様々なチャレンジができます。それに伴い、思わぬケガや病気、賠償事故などのリスクも増えます。そんな大学生活の思わぬリスクにそなえるために、「大学生協の保障制度(共済・保険)」へのご加入がおすすめです。



「大学生協の保障制度(共済・保険)」



CO・OP学生総合共済は、45年にわたり大学生のケガや病気に寄り添ってきました。そして現在では学生から社会人(30歳)まで保障が続く共済となりました。大学生になったらCO・OP学生総合共済とあわせておすすめする保険の加入をお願いします。CO・OP学生総合共済加入者の方は、卒業後にCO・OP学生総合共済 新社会人コースに継続できます。(P.3参照)

こんなとき
どうする？

大学生協の保障制度(共済・保険)

学生生活の「もしも」にそなえる

CO・OP
学生総合共済
で安心！

学生本人のケガや病気にそなえる

24時間365日ケガや
病気にそなえた保障

P.3,4



ケガや病気で
入院・手術した



交通事故で
ケガをした



海外旅行中に
入院した



こころの病で
入院した

学生賠償
責任保険
で安心！

他人への賠償事故や一人暮らしのリスクにそなえる

P.5,6

「ごめんなさい」では済まされない他人への賠償事故を保障



自転車に乗っていて
他人にケガを負わせた



アルバイト中、
お客さまの玄関ドアを
破損させた



水もれを起こして、
借用住宅に損害を
あたえてしまった(※)
(※) 19HKで保障対象となります。



台風・風水災で
窓ガラスが割れ
家財に損害があった(※)

就学費用
保障保険
で安心！

学業の継続にそなえる

P.7



扶養者がケガで
重度の後遺障がい
を負った



扶養者が病気やケガで
亡くなった

CO・OP
学生総合共済
新社会人
コース



P.9

社会人になってもケガや
病気にそなえる

「CO・OP学生総合共済」加入者限定で
卒業後も継続できます。

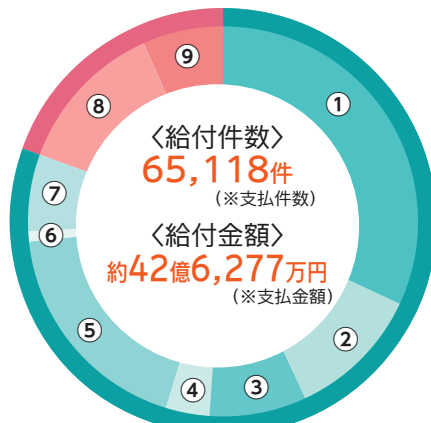
「全国で約81.8万人が加入！ 1件あたりの平均支払金額は65,462円

2025年3月時点で全国で約81.8万人がCO・OP学生総合共済に加入しています。ケガや病気の状態によっては、治療費がかなりの高額となるケースもあります。実際の治療費以外にも、通院のための交通費やアルバイトに行けず収入が減少するなど、学業継続を妨げるような経済的負担になる場合もあります。CO・OP学生総合共済は、大学生の生活実態にあうよう考えられた保障となっています。

学生総合共済(主な支払状況)

- | 項目 | 件数 | 金額 |
|----------------|---------|-------------|
| ① 病気入院 | 15,252件 | 約13億7,135万円 |
| ② 病気手術 | 9,545件 | 約4億7,484万円 |
| ③ 事故入院 | 3,523件 | 約3億4,262万円 |
| ④ 事故手術 | 2,980件 | 1億4,890万円 |
| ⑤ 事故通院・固定具使用 | 28,548件 | 約7億9,107万円 |
| ⑥ こころの早期対応保障 | 3,782件 | 3,782万円 |
| ⑦ 後遺障害・その他 | 255件 | 約2億7,896万円 |
| ⑧ 親扶養者死亡・重度障害 | 1,173件 | 5億3,519万円 |
| ⑨ 扶養者事故死亡・重度障害 | 60件 | 2億8,200万円 |

■ 本人に関する保障
■ 扶養者に関する保障



(2024年3月21日～2025年3月20日)

「もしも」にそなえる
大学生協の保障制度

CO・OP
学生総合共済

学生賠償責任保険
(一人暮らし特約なし)

学生賠償責任保険
(一人暮らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協一覧

学生生活を守る定額保障で

おすすめポイント

**CO・OP
学生総合共済**

G1200コース



学生本人のケガや病気にそなえるたすけあいの制度
ケガや病気を24時間365日、学内外・国内・海外を問わず保障します。地震・噴火・津波によるケガも保障。

ポイント ① 入院保障は 1日目から360日分 日額 10,000円	ポイント ② ケガでの通院は 1日目から90日分 日額 2,000円	ポイント ③ 手術は日帰りも含め 5万円
ポイント ④ 精神疾患の診療を受けたとき こころの早期対応保障 共済期間(1年) につき1回 10,000円	ポイント ⑤ 扶養者がもしものときも 扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害 500万円	ポイント ⑥ 持病がある方も※ 申し込ただけです

※発効日の前日以前に罹患していた病気または受傷していたケガを原因とし、発効日から1年以内の事由については、お支払いできません。(親扶養者死亡・重度障害も対象)

1年間の掛金

14,400円

1ヵ月あたり **1,200円**

1日あたり約 **40円**

CO・OP学生総合共済加入者のための安心サポート 学生生活無料健康相談テレホン



からだところの 健康相談

からだところに関する悩みに専門の相談員がお答えします。対面では相談しにくい内容でも時間帯に関係なく安心して利用できます。

**24時間
365日
無料**

**保護者も
利用できます**



専門の相談員がお答えします

ヘルスアドバイザー 看護師、保健師、管理栄養士

専門医

内科、整形外科、外科、精神・神経科、
眼科、産婦人科

メンタルヘルス

臨床心理士など

※学生生活無料健康相談テレホンの連絡先ご利用方法は、共済証書送付状裏面に記載の「ご契約のしおり閲覧方法について」から参照ください。

※病気やケガをしていなくても受けられるサポートとして、多くの学生・保護者に利用されているサービスです。

※応急処置・近所の病院の紹介、急に具合が悪くなったときに夜間でも受診できる病院の紹介のご相談に応じます。

プライバシー
は守ります!

秘

卒業後も安心が続くCO・OP学生総合共済 新社会人コース(P.9をご参照ください。) 事前申込みがおすすめです。

CO・OP学生総合共済へご加入いただく際、同時に保障終了後(卒業後)のコースとして、新社会人コースへ事前申込することができます。事前申込をしていただくと、卒業時に新社会人コースへの継続手続きがスムーズにできますので、保障が途切れることなく満30歳満期日まで続きます。新社会人コースの詳細はP.9をご参照ください。

大学生・院生

CO・OP学生総合共済

卒業

健康状態に関わらず
継続可能

社会人

CO・OP学生総合共済 新社会人コース(更新・更改専用)

満30歳の
満期日まで保障

- 新社会人コース事前申込には、同一世帯のご家族またはご本人が地域生協(コープ)の組合員である必要があります。
- 現在、地域生協に加入されていない方でも、新社会人コースの事前申込ができます。地域生協に未加入の場合、扶養者情報を含む契約情報を扶養者がお住まいの地域生協に提供し、地域生協より扶養者宛に生協加入のご案内を行う場合があります。生協加入のお手続き後、事前申込が成立します。
- P.9のCO・OP学生総合共済 新社会人コースのみの新規加入はできません。ご希望の方はCO・OP学生総合共済にご加入ください。

学業継続をバックアップ!

タヌロー
大学生協共済
キャラクター



「もしも」にそなえる
大学生協の保障制度

CO-OP
学生総合共済

学生賠償責任保険
(二入暮らし特約なし)

学生賠償責任保険
(二入暮らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協一覧

保障表 学生本人のケガや病気の保障と扶養者の死亡保障

加入できる年齢(発効日時点)／満34歳以下 保障の終了日／卒業予定年月の末日(最長満35歳の満期日まで)

病気・ケガ	入院 1日目から360日分	日額 10,000円
	長期入院 270日以上連続した入院(1回の入院について1回のみ)	60万円
	手術 共済事業規約に定める支払い対象手術を受けた場合 入院・通院の支払限度日数を超えた後の手術も対象	1回の手術につき※5 50,000円
	学業復帰支援臨時費用 重度後遺障害を負って復学した場合	共済期間(1年)につき1回 100万円
	重度後遺障害※1 病気・事故問わず重度後遺障害となった場合 ※障害の程度に応じて金額が変わります。	最高 600万円
ケガ	通院 事故日から180日以内、1日目から90日分(固定具保障を含みます) 固定具を装着した場合、10日分の通院があったものとみなします。	日額 2,000円 (固定具保障)1事故につき 定額 20,000円
	事故後遺障害 事故日から2年以内の所定の後遺障害状態 ※障害の程度に応じて金額が変わります。	最高 600万円
こころ	こころの早期対応保障 精神疾患の診療を受けたとき	共済期間(1年)につき1回 10,000円
本人の死亡	死亡 学生本人が死亡した場合(病気・事故問わず)	100万円
	事故死亡 学生本人が事故により死亡した場合(事故日から2年以内)	⊕ 上記にプラス 50万円
親扶養者の死亡	親扶養者死亡・親扶養者重度障害※2※3※4 病気・事故問わず親・扶養者が死亡または重度障害となった場合	50万円
	扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害※2※4 扶養者が事故により死亡または事故により重度障害となった場合 お支払い後に変更された扶養者も対象(事故日から2年以内)	500万円

※1 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の状態。

※2 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の②③④の状態。

※3 「親」とは実父母および養父母をいいます。

※4 「被共済者の扶養者」とは、次のいずれかに該当する者1名をいい、被共済者と同居であることを要しません。

(1) 被共済者が属する世帯において、主に生計を維持している者

(2) 被共済者が学生生活を維持するために、その所得によって、被共済者の学費および生活費を主として継続的に負担している者

※5 同日に複数の手術をされた場合は1回分をお支払いします。

<学生総合共済加入者全員対象>ストーカー被害見舞金

＼被害拡大予防を目的とした見舞金です／

共済期間(1年)につき1回のみ **5万円**

被共済者が日本国内におけるストーカー被害について警察に届け出をし、被害拡大を予防する対策(鍵交換や引越し等)をしている等、所定の条件を満たす場合にお支払いする見舞金です。

※当見舞金は、共済事業の剰余金の一部を積み立てた中からお支払いするため、積み立ての状況によっては、金額等を変更する場合があります。

学生生活のさまざまな賠償や

■おすすめポイント

学生賠償責任保険 (一人暮らし特約なし)

19H

●実家通学の方※¹

●アパート、寮などにお住まい(予定)で、「お住まい」等を取り巻くリスクにそなえる一人暮らしのための保障が**不要**な方 ●国内・国外の保障です。

ポイント ①

インターンシップ中や
アルバイト中、
さらに海外での**賠償事故**も保障します

ポイント ②

実験・実習中に発生した加害事故による
賠償金や、医療実習中に発生した
事故による院内感染の予防措置・治療の
費用を保障します

ポイント ③

自転車乗車中に他人をケガさせたり
他人の財物を壊した場合など、
1事故最高3億円まで
保障します

■1年間の保険料※²

1,800円

「一人暮らし特約なし」は、日常生活、
正課の講義、インターンシップ中などにおける
賠償事故を保障する保険です。

■支払限度額・保険金額

個人賠償責任保障※³ ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部 変更に関する特約(大学生等用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責 任補償特約用)セット	日常生活および実習中 (正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む)にお ける賠償事故(国内・国外) 日常生活での他人に対する賠償責任を保障 例)・他人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中に誤って生徒にケガをさせた ・就業体験前から借りたパソコンを落として破損させた ・自転車で歩行者にケガをさせた など 臨時費用をお支払いする場合があります。詳細はp.19をご 確認ください。	1事故最高 3億円 まで (情報機器等の記録情報の事故は500万 円を限度とします。) (示談交渉サービス付/国内)
人格権侵害賠償責任保障※⁴	正課の講義 (インターンシップ含む)等における賠償事故(人格権侵害) (国内・国外) 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や名誉毀(き) 損に対する損害賠償責任を負担した場合を保障	年間最高 500万円 まで
感染事故損害防止費用保障	正課の講義等における医療関連実習で発生した事故に伴う 感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障(国内・国外)	年間最高 500万円 まで
傷害見舞費用保障 ★傷害見舞費用補償特約 ☆被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)セット 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払うことなく、保険会社の同意を得て慣習として 支払った費用(弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用)を負担した場合を保障		被害者1名につき最高 50万円 まで (上記は死亡見舞費用保険金の場合であり、 費用の種類によって金額は異なります。ただし 1事故につき最高100万円までとなります。)
後遺障害保障※⁵ ☆死亡保険金対象外特約セット ☆天災危険補償特約セット ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合を保障		最高 10万円 まで

※¹ 保障の対象となるのは学生本人であり、ご家族は対象ではありません。(傷害見舞費用保障についてはP.21をご参照ください。)

※² 2026年4月2日から4月30日に中途加入する場合、保険料は変わりません。

※³ 下記のような場合は保険金をお支払いできません。(詳細はP.20をご参照ください)

- 自動車、バイク(原付を含む)、キックボード(エンジン付)による第三者への賠償責任
- スポーツにおける参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任が発生しない場合)
- 大学の管理責任下での賠償責任(法律上個人に責任がない場合)

※⁴ 人格権侵害賠償責任保障には示談交渉サービスはありません。

※⁵ 後遺障害の程度により、支払う保険金の額が異なります。

24時間受付OK

保険金請求は、コープ共済センター
へ電話またはインターネットでの
事故受付も可能です。

示談交渉サービス付(国内での賠償事故)

19H

19HK

示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、相手方および被保険者の同意が
得られた場合、被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。



(注)「一人暮らし特約」とは、賠償事故の解決に関する特約付借家人賠償責任補償(オールリスク)特約、住宅内生活用動産補償(大学生等用)特約、借用住宅修

一人暮らしにそなえる

SUPIC(スピーク)
大学生協がおすすめ
している保険のキャ
クター



「もしもにそなえる
大学生協の保障制度

CO-OP
学生総合共済

学生賠償責任保険
(一人暮らし特約あり)

学生賠償責任保険
(一人暮らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協一覧

おすすめポイント (学生賠償責任保険にお部屋の保障をセット) (住まいの火災などの保障)

学生賠償責任保険 (一人暮らし特約あり)

19HK

- アパート、寮などにお住まい(予定)で、「お住まい」等を取り巻くリスクにそなえる一人暮らしのための保障が**必要**な方※6
- 一人暮らし特約(除く父母駆けつけ費用保障)は国内のみの保障です。●ご加入にあたって「賃貸借契約」が必要です。(入居前でも加入できます。)
- 一人暮らし特約部分のみの加入はできません。

ポイント 4

一人暮らし
特約(注)

借家人賠償責任保障

水もれ等による、借用住宅への賠償事故を

1事故最高**1,000万円**まで保障します

(示談交渉サービス付)

ポイント 5

一人暮らし
特約(注)

家財保障

住宅(敷地を含む)内での
火災・水ぬれなどによる家財の
損害や、家財や現金・自転車の
盗難にも対応します

ポイント 6

一人暮らし
特約(注)

父母駆けつけ費用保障

3日以上続けて入院した場合などに
親族が現地に駆けつけるために
支出した交通費・宿泊費等を
保障します

1年間の保険料※2

8,500円

「一人暮らし特約あり」は、
左ページの保障(19H)がすべて含まれ、
さらに借用住宅の損害や家財・盗難にも対応します。

個人賠償責任保障(示談交渉サービス付)

人格権侵害賠償責任保障

感染事故損害防止費用保障

傷害見舞費用保障

後遺障害保障

支払限度額・保険金額

借家人賠償責任保障※7 ★借家人賠償責任補償(オールリスク)特約 ☆賠償事故の解決に関する特約セット	借家人賠償責任保障※7 被保険者の過失により、借用住宅が損壊し、貸主(大家)に対する法律上の賠償責任を負った場合を保障	1事故最高 1,000万円 まで (示談交渉サービス付)
家財保障※8 ★住宅内生活用動産補償(大学生等用)特約 ☆住宅内生活用動産補償(大学生等用)特約 の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	家財保障 火災・水ぬれなどによる住宅(敷地を含む)内の家財の損害を保障	1事故最高 200万円 まで
	破損・汚損保障 不測かつ突発的な事故で被保険者の住宅(敷地を含む)内の家財などが破損・汚損した場合を保障	1事故最高 50万円 まで (免責金額1万円)
	家財・自転車盗難保障 住宅(敷地を含む)内の家財や自転車が盗まれた場合の損害を保障	1事故最高 50万円 まで
	現金盗難保障 住宅(敷地を含む)内において現金などが盗まれた場合を保障	1敷地につき 10万円 まで
修理費用保障 ★借用住宅修理費用補償(大学生等用)特約	臨時費用 住宅(敷地を含む)内の家財に損害を被ったときに生じる臨時費用を保障 ※盗難も対象	損害保険金の 10% (1事故1敷地ごとに最高20万円まで)
	借用住宅修理費用保障 盗難に遭い窓ガラスやドアの錠を壊され、修理代を負担しなければならない場合などを保障 家具移動や搬出搬入または盗難における借用住宅内の損傷や投石などによる窓ガラスの破損等を保障	1事故最高 15万円 まで
	水道管修理費用保障 借用住宅の水道管の凍結による破裂などの修理費用を保障	1事故1敷地ごとに 最高 10万円 まで
父母駆けつけ費用保障 ★救護者費用等補償(入院ワイド型)特約 ☆疾病補償特約(救護者費用等補償(入院ワイド型)特約用)セット	父母駆けつけ費用保障(救護者費用) ケガや病気のため、3日以上続けて入院した場合や、事故により生死が確認できない場合等に、親族が現地に駆けつけるために支出した交通費・宿泊費等を保障	10万円 まで

※6 保障の対象となるのは学生本人のみです。また居住地を問わず学生本人に紐づいた保障です。

※7 下記のような場合保険金はお支払いできません。(詳細は、P.22をご参照ください。)

●欠陥、腐食、さび、かび、その他自然消耗などを原因とする損害

●地震・噴火・津波による損害

※8 通学途上で財布を盗まれたような住宅(敷地を含む)外での盗難事故などはお支払いできません。

理費用補償(大学生等用)特約、救護者費用等補償(入院ワイド型)特約等を指します。

入学前一人暮らし賠償保障について

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)に新たに加入した場合に限り、入学前一人暮らし賠償保障期間に発生した賠償事故によって法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保障します。(P.24参照)

おすすめポイント

就学費用保障保険 (総合生活保険)

19W



扶養者が病気やケガで死亡、またはケガで重度後遺障がいを負った結果、学生が**扶養されなくなった場合**の学資費用をサポート。奨学金受給予定の方も加入できます。

ポイント ①

大学・学部ごとの授業料に合わせて保障額を柔軟に設計できます。

(1口の保障限度額は年間25万円、加入は最大15口まで)

ポイント ②

授業料や教材費等の学資費用(実費)を卒業予定年まで毎年保障^{※1}します。

ポイント ③

通学定期代および一人暮らしの家賃も保障対象です。

(上記は口数に関わらず合算で年間10万円限度)

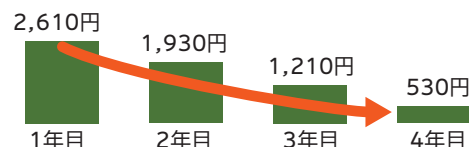
1年目の保険料

(詳細はP.27)

2030年卒業予定者の場合

1口あたり **2,610円**

保険料の負担は
毎年少なくなります！



保障内容

どんな時に	どのような費用に対して	いくら保障されるか	加入口数の目安
・扶養者が病気やケガで死亡した場合	学生が実際に負担した在学に必要な以下の費用 ①授業料、教科書代、施設設備費、実験・実習費等 ②通学定期代 ③賃貸借契約の賃料、管理費、共益費	年間 25万円限度 で 卒業予定年月まで (ただし、左記②と③は口数に関わらず、合算で年間 10万円限度)	国公立大学:2~3口 (保障限度額:年間50~75万円) 私立大学:4~5口 (保障限度額:年間100~125万円)
・扶養者がケガで重度後遺障がいを負った場合 ^{※2}			
・学生がケガで後遺障害を負った場合 ^{※2}	ケガによる身体の後遺障害	1事故 10万円限度 (後遺障害の程度に応じて決定)	※文部科学省「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」を参照

学生総合共済とあわせて加入をおすすめする理由とお支払事例

学生総合共済の給付事例では、扶養者が死亡したケースの**90%以上が「病死」**です。この場合、50万円の共済金が支払われますが、**卒業までの学費等をまかなえないことが多く**、就学費用保障保険にも加入されることをおすすめしています。

特に、就学費用保障保険に複数口で加入した場合、下記の事例①のように年間授業料に加え、教材費・定期代等も保障され、学業継続に役立ちます。また、下記②のように授業料が免除になった場合でも、授業料以外の学業に必要な費用が保障されます。

事例① 5口加入(年間125万円まで保障)

- ・1年生の後期に父(扶養者)が心疾患で死亡
- ・1年生の後期から卒業までの授業料満額、教材費、定期代が保障された

卒業までの保険金総額 **3,732,965円**

(内訳) **病死** 死亡日以降の保険料負担はなし

	1年生	2年生	3年生	4年生
授業料	475,000円	987,500円	992,500円	1,012,500円
教材費	3,465円	17,362円	7,128円	— 円
定期代	18,270円	54,810円	91,350円	73,080円
年間	496,735円	1,059,672円	1,090,978円	1,085,580円

事例② 1口加入(年間25万円まで保障)

- ・2年生の前期に父(扶養者)が癌で死亡し、授業料は免除適用
- ・2年生の後期から卒業までの家賃(一人暮らし)の一部と教材費が保障された

卒業までの保険金総額 **450,000円**

(内訳) **病死** 死亡日以降の保険料負担はなし

	1年生	2年生	3年生	4年生
授業料	— 円	— 円	— 円	— 円
教材費	— 円	— 円	154,000円	— 円
家賃	— 円	100,000円	96,000円	100,000円
年間	— 円	100,000円	250,000円	100,000円

よくあるQ&A

Q. 扶養者が現在病気の場合でも加入できますか？

A. 加入できます。ただし、保障開始日より前にすでに扶養者が発病している(医師に診断されている、もしくは治療を受けている)病気を原因として保障開始日より1年以内にお亡くなりになった場合は保障対象外となります。

Q. 既に学資費用(実額)を保障する保険に加入していますが、支払限度額は合算されますか？

A. 就学費用保障保険は、同様の保障内容の保険と重複加入した場合、いずれか高い方の支払限度額までしか保険金をお支払できません。既にご加入の保険の保障内容や支払限度額をご確認ください。

※1 大学院進学や編入学・転学・転籍・留年(以下、進学等)で在学期間が延びる場合、延長期間を保障するには卒業予定年を延長するための更改手続きが必要です。進学等の決定後、更改手続き完了前に事故が生じた場合、所定の書類を提出することで延長期間のうち、進学の場合は2年間、その他の場合は1年間は保障されます。詳しくはP.25をご確認ください。

※2 熱中症を要因とする場合も保障の対象となります。

* 支払事由が発生した場合、または登録の扶養者が死亡した場合、本保険の契約は、支払事由発生日(または死亡日)をもって終了(解除)となります。

学生総合共済と
あわせておすすめする
保険

学生生活のさまざまな「もしも」に

CO・OP学生総合共済・保険でそなえる



いいね!

と言われる

7

つの特長

プラス1

「もしも」にそなえる
大学生協の保障制度

CO・OP
学生総合共済

学生賠償責任保険
(一人暮らし特約なし)

学生賠償責任保険
(一人暮らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協一覧

1 学生生活にあった保障内容

学生総合共済 学生賠償責任保険

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)

●ケガによる通院1日目から保障 ●ケガも病氣も入院1日目から360日分まで保障 学生総合共済

●個人賠償責任保障は、1事故最高3億円まで保障 学生賠償責任保険

●示談交渉サービス付(国内のみ) 学生賠償責任保険

●住まいの火災など一人暮らしのリスクにそなえる保障 学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)

2 24時間365日、国内・海外を問わず保障

学生総合共済

●通学中、アルバイト中 ●留学中や就活中、インターンシップ中も

●海外での病氣や事故、スポーツ事故でも

3 “学生どうしのたすけあい”

お手頃な掛金で充実した保障 学生総合共済

学生総合共済 1ヵ月あたり 1,200円 1日あたり 約40円

4 扶養者のもしもの時でも学業継続をバックアップ

学生総合共済 就学費用保障保険

●扶養者がもしもの時でも学業の継続をささえます

●扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害など 学生総合共済

●卒業予定年まで学資費用(実費)を支援します 就学費用保障保険

5 学内で共済・保険の相談ができる

学生総合共済 学生賠償責任保険 就学費用保障保険

●共済・保険の相談はあなたの大学生協の共済カウンターで

※インターカレッジコープで加入された方はお電話で相談できます。

6 病氣やケガをしないための予防活動

●食生活相談、栄養相談 ●自転車事故防止活動

●「イッキ飲み、アルハラ防止」キャンペーン など

7 学生生活無料健康相談テレホン

学生総合共済

●学生総合共済加入者とその保護者の方が24時間365日、
からだどこころに関する悩みや不安等についてご相談いただけます

プラス1

CO・OP学生総合共済 新社会人コース
で卒業後も安心が続く 学生総合共済

●卒業後は健康状態にかかわらず新社会人コースへ継続可能なので安心

●CO・OP学生総合共済加入者のみが継続できる専用コースです

CO・OP学生総合共済・保険について、よくいただくご質問

Q 他の保険に入っているので学生総合共済は必要ないのでは？

A 他の保険から保険金が支払われても、CO・OP学生総合共済の共済金の請求手続きはできます。

「CO・OP学生総合共済」は学業継続への影響が大きな長期入院(地震・津波や危険なスポーツによるケガ、精神疾患による入院含む)や扶養者の「もしも」の場合の保障もあります。また、治療実費を保障するのではなく、入院等の事実に基づいた定額での保障です。入院・通院した場合、食事代やタクシー代など医療費以外のさまざまな費用がかかります。また、アルバイトに行けない等、収入面での不安も広がります。そんな「もしも」にそなえ「卒業までの学業継続」を第一に考えた「学生どうしのたすけあい制度」です。ぜひご加入ください。

Q 今まで入院や通院をしたことがないので、必要ないのでは？

A 大学生活のリスクにそなえた保障が必要です。

大学生活は高校時代と違い、授業・レポート・実習、インターンシップ、アルバイト等、行動範囲が大きく広がり、それにともない病氣や事故にあうリスクも高まっています。実際、1年間で13人に1人の加入者が共済金の支払いを受けています。(2024年度)「もしも」の病氣・事故にそなえて、全国で約81.8万人の学生が加入している学生総合共済に加入することをおすすめします。

CO・OP学生総合共済 新社会人コース

CO・OP学生総合共済にご加入された方が卒業後に継続可能な保障

■おすすめポイント

CO・OP学生総合共済 新社会人コース B1200コース

掛金払込方法: 月払／口座振替
加入できる年齢(発効日時点)／満29歳まで
保障期間／満30歳の満期日まで

ポイント ①

CO・OP学生総合共済
加入者のみが健康状態に関わらず、
30歳まで継続できる
専用コース

ポイント ②

月払**1,200円**と
CO・OP学生総合共済(年払)と
変わらない掛金で
続けやすい

ポイント ③

CO・OP学生総合共済
G1200コースと変わらない
入院日額10,000円
ケガ通院日額2,000円の保障

ポイント ④

社会人になっても
精神疾患による入院を保障
「こころの早期対応保障」は
ございません

ポイント ⑤

CO・OP学生総合共済
加入時に**事前申込**をしていただく
ことで、卒業後も**途切れる**
ことなく保障が継続

ポイント ⑥

30歳満期後も
健康状態に関わらず
CO・OP共済へ
継続可能

■月掛金

1,200円

※新社会人コースは、CO・OP学生総合共済の更新・更改専用コース
です。新規加入はできません。

※CO・OP学生総合共済は卒業予定年月の加入はできません。
(2027年3月卒業予定の場合、加入できるのは2027年2月まで)
新社会人コースをご希望の方は、お早めにご加入ください。

■保障内容と共済金額

学生総合共済G1200コース共済金額	保障内容	新社会人コースB1200コース共済金額
日額 10,000円	病気入院・事故(ケガ)入院 (1日目から360日分)	日額 10,000円
日額 2,000円	事故(ケガ)通院*1 (事故日から180日以内 1日目から90日分)	日額 2,000円
1回の手術につき*4 50,000円	手術 (共済事業規約に定める支払対象手術を受けた場合)	1回の手術につき*4 50,000円
60万円	長期入院 (270日以上連続した入院)	60万円
障害の程度に応じて 金額が変わります 最高 600万円	重度後遺障害*2 (病気・事故問わず)	障害の程度に応じて 金額が変わります 最高 600万円
障害の程度に応じて 金額が変わります 最高 600万円	事故後遺障害 (事故日から2年以内の所定の後遺障害状態)	障害の程度に応じて 金額が変わります 最高 600万円
100万円 ⊕	死亡 (病気・事故問わず)	100万円 ⊕
上記にプラス 50万円	事故死亡 (事故日から2年以内)	上記にプラス 50万円
50万円	親扶養者死亡・親扶養者重度障害*3	5万円
500万円	扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害*3 (事故日から2年以内)	50万円
共済期間(1年) につき1回 100万円	学業復帰支援臨時費用 (重度後遺障害を負って復学した場合)	—
共済期間(1年) につき1回 10,000円	こころの早期対応保障 (精神疾患の診療を受けたとき)	—

*1 医師の指示により固定具を装着した場合、ケガ通院共済金10日分が通院日数に加算される場合があります。

*2 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の状態。

*3 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の②③④の状態。

*4 同日に複数の手術をされた場合は1回分をお支払いします。

※新社会人コースは、同一世帯のご家族またはご本人が地域生協(コープ)の組合員である必要があります。

※B1200コースにはストーカー被害見舞金はありません。

※CO・OP学生総合共済加入時に新社会人コースに事前申込されても月掛金は在学中には発生いたしません。

契約意向確認書

CO・OP学生総合共済

◆加入申込書③(申込欄:「契約意向確認」)の回答にあたって、以下をお読みください。

学生総合共済パンフレットの「契約意向確認書」「重要事項説明書」では正式名称である「CO・OP学生総合共済」と表記しています。それ以外では、略称として「学生総合共済」と表記しています。

1 お申し込みのCO・OP学生総合共済の保障内容、保障期間、共済掛金、満期時の手続き(自動移行など)について

【共済の保障開始日と保障期間について】

保障内容等については、保障表や重要事項説明書でご確認ください。共済・保険は、申し込みとあわせ、掛金・保険料を領収した上で契約が有効となります。

共済	新入生の方	初年度の共済期間	次年度の払込方法	保障の終了
	入学年3月31日までに お申し込みされた方	入学年4月1日午前0時から 翌年3月31日まで	口座振替(年払)	卒業予定年月の 末日まで
例	4月1日以降申し込みの方	初年度の共済期間	次年度の払込方法	保障の終了
	当年4月15日に お申し込みされた方	当年4月16日午前0時から 翌年4月30日まで	口座振替(年払)	卒業予定年月の 末日まで

《参考》 保険	新入生の方	初年度の保険期間	次年度の払込方法	保障の終了
	入学年3月31日までに 払込みをされた方	入学年4月1日午前0時から 翌年4月1日午後4時まで	口座振替(年払)	卒業予定年の 4月1日午後4時まで
例	4月1日以降払込みの方	初年度の保険期間	次年度の払込方法	保障の終了
	当年4月15日に 払込みをされた方	当年4月16日午前0時から 翌年4月1日午後4時まで	口座振替(年払)	卒業予定年の 4月1日午後4時まで

【満期時のお手続きについて】満期時に、お手続きのご案内をします。お手続きがない場合、次の通りとなります。

CO・OP学生総合共済 学生向けの保障	契約終了となります。 ※新社会人コース(B1200コース)に事前申込している場合は、B1200コースに更新(更改)します。
CO・OP学生総合共済 新社会人コース	次のコースに自動移行となります。B1200コース→告知緩やか1000円コース ※新社会人コース(B1200コース)の満期時点で既に《たすけあい》にご加入の場合、新社会人コースは自動移行せず、満期終了します。

2 共済期間や満期金・解約返戻金・割戻金の有無について

お申し込みいただく商品について、ご確認ください。

商品	共済期間	満期金	解約返戻金	割戻金*
CO・OP学生総合共済	1年間(各コースの保障終了日まで自動的に更新します)	なし	あり	あり

※ 決算後に剰余が生じた場合、割戻金として還元します。(お支払いを確約するものではありません。)

3 告知事項の重要性について

健康状態についての質問(告知事項)に正しく回答いただかないと、契約を終了(解除)とし、共済金をお支払いできない場合があります。生協の担当者などに口頭でお話しされても、告知事項に回答したことになりません。告知事項について不明な点は、生協へお問い合わせください。

4 お支払いの対象となる入院、手術、ケガ通院などについて

共済事業規約・細則で定められているものが保障の対象となります。内容によっては保障の対象とならない場合があります。下表は代表的な例です。

	お支払いの対象となる例	お支払いの対象とならない例
入院	■ 次の3点を満たす入院 1.健康保険の適用対象となるもの 2.病院で「入院」と扱っているもの 3.共済事業規約・細則に定める「入院」に該当するもの* ※医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院。 (例)・肺炎での入院・心筋梗塞での入院・切迫早産での入院 など	■ 健康保険の適用とならないもの ■ 病院で「入院」と扱われていないもの ■ 共済事業規約・細則に定める「入院」に該当しないもの (例)・正常分娩での入院 ・人間ドックでの入院 ・美容整形での入院 など
手術	■ 病気やケガの治療を直接の目的として受けた、共済事業規約・細則で支払対象としている手術※お支払いについて制限がある場合があります。 (例)・腫瘍を摘出する手術・白内障の手術・虫垂炎の手術 など	■ 病気やケガの治療を直接の目的としない手術 (例)・検査、生検目的の手術・美容整形の手術 など ■ 共済事業規約・細則で支払対象としていない手術 (例)・創傷処理・抜歯手術 など
ケガ通院	■ 次の3つの条件をすべて満たしているもの ①急性性(突発的なできごと) ②偶然性(予見されないできごと) ③外因性(原因が被共済者の身体の外部から作用すること) (例)・炊飯器の蒸気でやけど・自転車で転倒し打撲 など	■ 左の3つの条件をどれか1つでも満たさないもの (例)野球肘・テニス肘・筋肉痛・習慣性脱臼・けんしょう炎・疲労骨折・骨粗鬆症を原因とする骨折・靴擦れ・しもやけ・覆ちがい・熱中症・感染症(とびひ・水ぼうそうなど)・中耳炎・結膜炎・化粧かぶれ・薬かぶれ・爪周囲炎・陥入爪(まき爪)・虫にさされかきむしる など ■ 共済事業規約・細則に定める「通院」に該当しないもの ■ 平常の生活または業務に支障のない程度に治癒した以降の通院

5 「ご確認いただきたいこと」について

◆以上、1～5 について加入申込書③(申込欄:「契約意向確認」)へご回答ください。

共済は大切な契約です。以下の3点をご確認の上、お申し込みください。

1.「重要事項説明書」を読んでいただくこと。 2.共済金をお支払いできない場合があること。 重要事項説明書 II.【注意喚起情報】をお読みください。	
共済金	注意事項(例)
死亡・重度後遺障害・入院・手術・親扶養者死亡	発効日の前日以前に発病していた病気を原因とし、発効日から1年以内の共済事由については、免責とします。
3.既にご加入の共済や保険を解約して、CO・OP学生総合共済に加入する場合 解約される商品とお申し込みされるCO・OP学生総合共済では、保障内容の違いなどで、加入者にとって不利益となる可能性があること。	

CO・OP共済《たすけあい》にご加入されている方は、保障が途切れることなく《学生総合共済》への移行が可能です。詳しくはコープ共済センター(0120-50-9431)までお問い合わせください。

「もしもにそなえる
大学生協の保障制度

CO・OP
学生総合共済

学生賠償責任保険
(二人暮らし特約なし)

学生賠償責任保険
(二人暮らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協一覧

この重要事項説明書は、ご契約に関する重要事項を記載したものです。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の大学生協にお問い合わせください。なお、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、ホームページに掲載する「ご契約のしおり」を必ずご確認ください。(契約発効後に冊子の送付をご希望の場合は、ご加入の大学生協にお問い合わせください。)

I 契約概要

ご契約に際し、特にご確認ください事項を記載しています。

1. 商品のしくみ

①特徴

- ・CO・OP学生総合共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、当会)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、大学生協の組合員になっていただく必要があります(⇒「③契約者または被共済者の範囲」参照)。
- ・学生向けの保障(以下、G1200コース等)と、卒業時にご案内する新社会人コース(以下、B1200コース)の契約では、学生総合共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。
- ※共済事業規約・細則および共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。
<https://kyosai.univcoop.or.jp/guidance/outline.html>
- ※B1200コースの満期時にお手続きがなく《たすけあい》告知緩やか1000円コースに自動移行するとき、ご加入の生協によってはその生協が加盟する連合会と当会の共同引受となる場合があります。



②保障期間等

- ・共済期間は1年ですが、解約等のお申し出がない限り、学生の期間(最長満35歳の満期日まで)*1は自動的に契約を更新します。
- ・G1200コース等について、卒業や退学等で学生でなくなった場合は、共済期間の途中であっても、学生でなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の場合は退学日)をもって契約は解約となります。
- ・共済期間の途中で契約を解約する際、未経過掛金がある場合は、契約解約(保障終了)時に掛金振替口座に返金します。

*1 B1200コースの場合、最長満30歳の満期日まで

【2026年4月1日発効契約の例(卒業予定年月:2030年3月)】

発効日 満期日 保障終了日
2026年4月1日 2027年3月31日 2030年3月31日

共済期間(掛金払込期間) 1年*2	以後1年ごとに契約を更新し、最長で ①学生でなくなった日 ②満35歳となって初めて迎える満期日 のいずれか早い日まで継続できます。*4
掛金払込方法:年払 掛金払込経路:口座振替*3	

*2 発効日が月の1日でない場合は、発効応当日(発効日の1年後にあたる日)の属する月の末日が満期日となります。(例:発効日が4月6日の場合、満期日は4月30日)

*3 掛金の払込経路は、口座振替、現金払、払込票またはクレジットカード払のいずれかとなります。ただし、ご加入の大学生協が取り扱う方法に限りです。

*4 B1200コースの場合、満30歳となって初めて迎える満期日まで継続できます。

※掛金額、保障内容については「保障表」、満期時の手続き、満期金、解約返戻金等については「契約意向確認書」をご覧ください。

③契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができるのは、次の範囲の方に限ります。*5

契約者	大学生協(B1200コースは地域生協)の組合員、または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次のア〜ウをすべて満たす方 ア.学生である方*6*7 イ.契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のいずれかの方 ウ.満34歳以下の方*8

*5 B1200コースへの申し込みは、G1200コース等からの更新または更改に限りです。

*6 B1200コースの場合、この要件は不要です。

*7 G1200コース等に申し込みができるのは、卒業予定年月の前月末日までです。

*8 B1200コースの場合、満29歳以下の方

④加入限度

1人の被共済者につき1契約のみ加入できます。

※(発効時年齢が満14歳以下の方のみ)学生総合共済と他のCO・OP共済の契約を合わせて、死亡共済金(事故死亡共済金を含みます)1,000

万円まで加入できます。

⑤割戻金

決算後に剰余が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法(ご加入の生協の組合員出資金への振り替え等)にてお支払いします。
※出資金への振り替えとは、ご加入の生協の出資金として割り当てさせていただきますことです。出資金は卒業時(または退学時)にお返しします。

⑥解約返戻金

契約が解約、解除、消滅により終了した場合、未経過共済期間に対応する掛金が払い込まれているときは、解約返戻金としてお戻しします。ただし、1か月に満たない未経過共済期間に対する解約返戻金はありません。

2. 共済金の受取人

①共済金の受取人は契約者*9です。

②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。

第1順位: ① 契約者の配偶者 第2順位以下: 次の ②〜⑤の順

契約者と	同居 している	② 契約者の親族 ③ 契約者の配偶者の親族
	同居 していない	④ 契約者の親族 ⑤ 契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。

③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。

*9 契約者の意思が確認できない状態となったときに共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

II 注意喚起情報

ご契約に際し、特にご注意ください事項や不利益になる事項を記載しています。

1. 契約申込の撤回(クーリング・オフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面または電磁的記録により申し込みを撤回できます。

※電磁的記録による場合は、ホームページの受付フォームより申し出ください。

2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えても告知したことにはなりませんのでご注意ください。

3. 契約の成立と発効および保障の開始

当会が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が払い込まれた場合、契約は発効日に成立したものとみなします。

契約の発効および保障の開始は、加入コースおよび申し込みの種類ごとに次のとおりです。

【G1200コース等】

新規の申し込み*1	申込日の翌日または学生に該当した日のいずれか遅い日の午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
更改 (保障内容等の変更)の 申し込み	更改前契約の解約日(更改後契約の初回掛金の払込日を解約日とします)の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。

【B1200コース】

学校の卒業に伴う G1200コース等からの 申し込み	G1200コース等の保障終了日(卒業予定年月の末日を保障終了日とします)の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
----------------------------------	---

*1 新規の申し込みについて、申込日から3か月以内に初回掛金が払い込まれない場合、契約の申し込みはなかったものとして取り扱います。

※契約者の了承を得て、申込日の翌日以降の任意の日を発効日とする場合があります。

4. 更新契約(2年目以降)の掛金の払込猶予期間

掛金は、生協がお知らせした振替日に、ご指定の金融機関口座から振り替えます。更新契約の掛金は、契約の更新日の前日までに払い込んでください。更新日の前日までに払い込みのご都合がつかない場合のために、3か月の払込猶予期間を設けています。

払込猶予期間中に払い込みがない場合、契約は失効します。

5. 共済金をお支払いしない主な場合

次のような場合など、共済金をお支払いしないことがあります。

●共済事由に該当しない場合

共済事業細則に定める「入院」「通院」の定義にあたらぬ入院および通院や、共済事業規約に定める支払対象手術に該当しない手術、不慮の事故(急激かつ偶然な外因による事故)によらない通院、平常の生活または

- 業務に支障のない程度に治癒したとき以後の通院などの場合
- 契約が無効となった場合**
発効日(更新日)において契約者または被共済者の範囲外であった場合や、学生総合共済を複数契約していた場合(発効日の最も早い契約を残し他の契約は無効となります)
 - 告知義務違反により契約が解除となった場合**
告知された内容が事実と相違し、告知義務違反により契約が解除となった場合
 - 次のような重大事由により契約が解除となった場合**
故意に共済事由を発生させた場合／共済金請求の際に詐欺を行った場合／他の共済、保険等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、当会の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由がある場合 等
 - 契約が失効した場合**
掛金の払い込みがなされず契約が失効した場合
 - 契約が取消しとなった場合**
契約の申し込みにあたり、詐欺または強迫の行為があり、契約が取消しとなった場合
 - 次のような主な免責事由に該当した場合**

新規契約の発効日の前日以前に罹患していた病気または受傷していたケガを原因として、新規契約の発効日から1年以内に発生した共済事由の場合
 契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失／被共済者による犯罪行為／無資格運転または酒気帯び運転／精神障害または泥酔／薬物依存／他覚症状のないむちうち症・腰痛・背痛／被共済者の病気に起因して生じた事故による共済事由の場合／被共済者が国籍を有する国の公的業務(兵役等)に伴う原因による場合／違法薬物による場合／指定職業の就業に伴う原因による場合*2
 *2 B 1200コースに限りません。なお、指定職業とは格闘家・軽業師等、テストドライバー等、競馬・競輪等の職業競技者、海外派遣中の国際平和協力隊員等を指します。

- 6. **解約と解約返戻金**
契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。また、卒業や退学等で学生でなくなった場合、学生でなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の場合は退学日)をもって、契約は解約となります。解約返戻金がある場合は、解約返戻金をお戻しします。
- 7. **契約の自動更新**
共済期間は1年ですが、満期日の翌日(更新日)において被共済者が学生かつ満34歳以下であり、特にお申し出がない場合は、自動的に契約を更新します。*3なお、更新日における学生総合共済事業規約・細則の内容が契約内容となります(更新により契約内容が変更となる場合があります)。
*3 B 1200コースの場合、満期日の翌日(更新日)において被共済者が満29歳以下であり、特にお申し出がない場合は、自動的に契約を更新します。
- 8. **その他ご注意いただきたいこと**
 - ①重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者住所または契約者が指定する送付先(扶養者または親の住所)の変更がある場合は、必ずご加入の大学生協にご連絡ください。
 - ②結婚や独立等により、契約者と組合員または被共済者が別生計となる場

- 合、契約継続のためには手続きが必要となります。
- ③契約の更新が不適当と認められる場合、契約は更新できません。
- ④契約が解除または取消しとなった場合、すでに払い込まれた掛金は返還しません。
- ⑤入院・通院期間中に契約を変更し、共済金額に増減がある場合、変更後の入院・通院期間については、変更前と変更後のいずれか少ない共済金額でお支払いします。
- ⑥加入コースまたは加入商品を変更した場合でも、1回の入院・通院の支払限度日数は、変更前の契約における入院・通院の日数を通算します。
- ⑦G 1200コース等にご加入後、卒業や退学等により被共済者の範囲外となる場合は、必ずご加入の大学生協にご連絡ください。

- 個人情報取り扱いについて**
<利用目的>
 皆様からご提供いただいた個人情報を以下の目的で利用させていただきます。
 ①各種共済契約のお引き受け、維持管理、共済金のお支払
 ②CO・OP共済商品・サービスのご案内・提供
 ③ご加入の生協の共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスのご案内・提供
 ④業務品質向上のための取組み
 ⑤弊会が契約者となる団体保険のご案内や契約手続き
 ⑥会員生協の構成員である組合員の生活の共済を図る事業、生活の改善および文化の向上を図る企画などについての調査、推進、ご案内など
 ⑦弊会が関係する共済・保険事業、生活協同組合の事業・サービスに関する調査、イベントのご案内など
 ⑧その他共同利用者が実施する事業の運営や各種商品、各種サービスのご案内・提供
 ⑨弊会ウェブサイトに入力いただいた個人情報や、ウェブサイトの閲覧履歴やアクセス状況の情報等の分析に基づく、サイト利用者の関心に応じた各種共済商品・サービスに関する広告等および弊会ウェブサイトのサービス改善等
 ⑩その他、上記に関連・付随する業務、並びにお取引等を適切かつ円滑に履行するための業務
<第三者への提供>
 個人情報保護法に定める場合に加えて、ご本人が同意されている次の場合に個人データを第三者に提供することがあります。
 ①再保険のために再保険会社に提供する場合
 ②学生生活の支援のために、加入者が所属する大学に、弊会が保有するCO・OP共済等の加入状況・共済金の支払い状況等を大学生協を経由して提供する場合
 ③次の親族等から共済契約の照会を受け回答のために提供する場合
 ・契約者の配偶者または同居の2親等以内の親族
 ・被共済者またはその配偶者
 ・学生総合共済の指定送付先として登録された方またはその配偶者
<共同利用>
 弊会の会員生協および子会社、その生協が所属する連合会、それらの団体の子会社・関連会社等と、個人データを共同利用することがあります。
 詳細は弊会のホームページをご覧ください。
 日本コープ共済生活協同組合連合会
<https://coopkyosai.coop/>

重要事項説明書

学生賠償責任保険
 学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

- 重要事項のご説明**
- 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明**
- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
 - 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
 - この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約(特別約款を含みます。以下同様とします。)等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
 - 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 【契約概要のご説明】**
- 1 商品の仕組みおよび引受条件等**
- この保険は日本コープ共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社へ払い込みます。なお、保険契約者が引受

- 保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- (1) 商品の仕組み**
 この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合や被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりとなります。
- | | |
|------------------|--|
| 被保険者としてご加入いただける方 | 日本コープ共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める下欄学校の学生(入学等手続を終え、組合員となられた方を含みます。*)に限りします。(*1) |
| 対象となる学校教育法に定める学校 | ①大学②大学院③短期大学④高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)⑤高等専門学校⑥特別支援学校⑦専修学校(専門課程、高等課程、一般課程)⑧各種学校⑨専門職大学⑩専門職短期大学
ただし⑦、⑧については教育基本法に定める義務教育を修了した方およびこれに相当する方に限ります。 |

「もしもにそなえる」
 大学生協の保障制度

CO・OP
 学生総合共済

学生賠償責任保険
 (二人暮らし特約なし)

学生賠償責任保険
 (二人暮らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
 7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
 制度のあらまし

地域の生協 覧

被保険者の範囲	下記以外 ^(※2)	加入申込書の被保険者氏名の欄に記載の方(本人)
	日常生活個人賠償責任保険金	本人。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ)を被保険者とします。
	傷害見舞費用保険金	本人ならびに本人の親権者およびその他の法定の監督義務者を被保険者とします。
	借家人賠償責任保険金	借用住宅の賃借名義人が本人以外の場合は、本人に加えてその賃借名義人を含みます。 なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ)を被保険者とします。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りまゝ。
	借用住宅修理費用保険金	本人。借用住宅の賃借名義人が本人以外の場合は、本人に加えてその賃借名義人を含みます。

- (※1) 1. 各省庁が教育施設として設置している税務大学校・航空大学校・自治大学校・防衛大学校等の各種大学校に在籍する学生・生徒の方は対象となりません。
2. 入学等手続を終えた方とは、入学に必要な書類を学校に提出のうえ、入学金およびその他の費用を納入し、学校の定める所定の手続を完了した方をいいます。
3. 自宅から通学している学生・生徒の方は、借家人賠償責任補償(オールリスク)特約、借用住宅修理費用補償(大学生等用)特約、住宅内生活用財産補償(大学生等用)特約および救済者費用等補償(入院ワイド型)特約をセットすることはできません。

(※2) 救済者費用等保険金については、救済対象者をいいます。

(2) 補償内容

- 保険金をお支払いする場合はパンフレットのとおりです。
詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
パンフレットをご参照ください。
② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
パンフレットをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

パンフレットをご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、加入申込書の保障開始日と保障満了日にてご確認ください。

(5) 契約の継続

共済期間・保険期間の満了日の翌日(以下「継続日」といいます。)の前々月までに契約の継続停止やご加入内容の変更を申し出ない限り、「満了する契約」と同一タイプの継続契約の申込みがあったとみなし、卒業予定年まで契約の継続が行われます。

(6) 引受条件

- パンフレットをご参照ください。
- ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、【注意喚起情報のご説明】の「2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲> <ご契約の引受範囲外>をご参照ください。
- お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄および加入申込書、普通保険約款・特約等にてご確認ください。
ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
 - ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
 - ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、パンフレットにてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。保険料の払込方法はご加入と同時に、全額

を払い込む一時払いとなります。保険料払込方法は、お手続きをされる生協所定の方法によりお支払いください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

【注意喚起情報のご説明】

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は日本コープ共済生活協同組合連合会が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込書に記載された内容のうち、「▲」印などの印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等^(※)に関する情報

(※) 同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記の<ご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>	下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイ)を含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

- ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、次に該当する場合もご契約内容の変更手続が必要となりますので代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。
 - ・学校の種類の変更

(3) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(※)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、代理店・扱者までご連絡ください。なお、施設・生産物賠償責任保険については、金額の多少を問わずご連絡ください。

(※) 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険、賠償責任保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

- 保険金受取人について

保険金受取人	・普通保険約款・特約に定めております。
--------	---------------------

- 傷害条項の被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、傷害条項の被保険者は保険契約者にこの保険契約^(※)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(※)を解約しなければなりません。

①この保険契約^(※)の傷害条項の被保険者となることについて、同意していなかったとき

- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
- ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の傷害条項の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- また、①の場合は、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*) 保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(学生・こども総合保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の可否を判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1 契約のみご加入している場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
学生・こども総合保険 日常生活個人賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償特約(受託物賠償追加型) 火災保険 日常生活賠償特約
学生・こども総合保険 住宅内生活用動産補償 (大学生等用)特約	火災保険 家財補償条項

3 保障の開始時期

新入学生の方が2026年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2026年4月1日午前0時から、また中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時からとなります。継続加入の場合は、2026年4月1日午後4時からとなります。保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

- (1) 保険金をお支払いしない主な場合
- パンフレットをご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。
- (2) 重大事由による解除
- 次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット等記載の方法により払込みください。パンフレット等記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

6 失効について(学生・こども総合保険のみ)

ご加入後に、被保険者^(*)が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、未経過期間分の保険料を返還します。

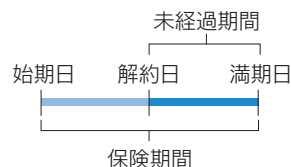
(*) 傷害条項における被保険者をいいます。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受

保険会社までお申出ください。

- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。



8 保険会社破綻時等の取扱い

＜経営破綻した場合等の保険契約者の保護について＞

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
- ・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。

＜学生・こども総合保険(保険期間:1年以内)、施設・生産物賠償責任保険＞
保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

＜学生・こども総合保険(保険期間:1年超5年以内)＞

保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

9 個人情報の取扱いについて

P.25をご参照ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

こちらからアクセスできます。



万一、事故が起こった場合は 遅滞なく、下記にご連絡ください。

コープ共済センター 0120-16-9431

入学前一人暮らし賠償保障の事故のご連絡にあたっては、賃貸借契約の契約開始日以降に発生した事故であることを確認の上、ご連絡ください。(賃貸借契約の契約開始日より前に発生した事故は保障対象外で、示談交渉サービスの対象にもなりません。詳細はp.24をご参照ください。)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]0570-022-808

受付時間[平日]▶9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。

- ・おかけ間違いにご注意ください。

- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

その他ご注意いただきたいこと

＜保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡＞

- 保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

＜保険金支払いの履行期＞

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(※1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認^(※2)を終えて保険金をお支払いします。^(※3)

(※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

(※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果

「もしもにそなえる
大学生協の保障制度

COP
学生総合共済

学生賠償責任保険
(一人暮らし特約なし)

学生賠償責任保険
(一人暮らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協一覧

の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

＜保険金のご請求時にご提出いただく書類＞

●被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご提出いただく書類】

以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

○引受保険会社所定の保険金請求書○引受保険会社所定の同意書○事故原因・損害状況に関する資料○被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料（住民票、戸籍謄本 等）○引受保険会社所定の診断書○診療状況申告書○公の機関（やむを得ない場合は第三者）等の事故証明書○死亡診断書○他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類○損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類○引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約等でご確認ください。

＜共同保険のご説明＞

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。なお、各保険会社の引受割合につきましては、代理店・扱者に照会ください。

三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社）

共栄火災海上保険株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

●＜代理請求人について＞（学生・子ども総合保険のみ）

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいないうちは、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）等（以下「代理請求人」といいます。詳細は（注）をご参照ください。）が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。また、**本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。**

（注）①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者（*）」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者（*）」または「上記②以外の3親等内の親族」

（*）法律上の配偶者に限ります。

●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。（学生・子ども総合保険のみ）損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●ご加入いただいた後にお届けする学生賠償責任保険加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約（特約）の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞（学生・子ども総合保険のみ）

日本国内において発生した、日常生活個人賠償責任補償特約および借家人賠償責任補償（オールリスク）特約の対象となる賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。なお、示談交渉をお引受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故（受託物の破損、紛失または盗取を除きます。）で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償（オールリスク）特約で定める保険金額を明らかに超える場合○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合○施設・生産物賠償責任保険の対象となる賠償事故の場合

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいませようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

・保険金のお支払事由（主契約、セットしている特約を含みます。）・保険金額（ご契約金額）・保険期間（保険のご契約期間）・保険料・保険料払込方法

2. 加入申込書への記載・記入の漏れ・誤りがないか**ご確認ください。**

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。内容をよくご確認いただき、加入申込書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入申込書の「生年月日」、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

・加入申込書の「被保険者の他の保険（共済）契約」欄は正しくご記入いただいていますか？

・加入申込書の「被保険者の職業の有無」「職業の種類または職種」欄は正しくご記入いただいていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

*上記の欄について事前に打ち出している場合は、内容に誤りがないことをご確認ください。

3. 次のいずれかに該当する場合には「加入申込書」もしくは「変更申込書」のご提出が必要ですので**ご確認ください。**

・この保険制度に新規加入される場合
・既にご加入の内容を変更してご継続される場合（被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など）
・既にご加入されているがご継続されない場合

重要事項説明書

〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

就学費用保障保険

学業費用補償特約（大学生等用）・
疾病による学業費用補償特約（大学生等用）付帯総合生活保険

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みいただき、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がございましたら、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

〔マークのご説明〕

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●学業費用補償特約(大学生等用)

●疾病による学業費用補償特約(大学生等用)

*1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットした場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額の設定

契約概要

この保険の保険金額は、口数により異なります。1口あたりの保険金額は、パンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は卒業予定年により異なります。卒業予定年ごとの保険料については、パンフレット等をご確認ください。保険料の割増引率については弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

7. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務

注意喚起情報

加入申込書に▲のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。).

お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※告知事項かつ通知事項には▲△のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

【告知事項・通知事項一覧】

▲:告知事項 △:通知事項

総合生活保険(こども総合補償)

生年月日、他の保険契約等*2が締結されている場合はその内容が告知事項(▲)となります。

*1 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2. クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

III ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等

注意喚起情報

【通知事項】

加入申込書に△のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくお問い合わせ先へまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくお問い合わせ先へまでご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、お問い合わせ先へまでご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、〈お問い合わせ先〉の担当者へ、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約されるとき

契約概要

注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

総合生活保険(こども総合補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4. 満期を迎えるとき

契約概要

【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、〈お問い合わせ先〉まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入申込書記載の内容】

更新加入申込書に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入申込書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入申込書記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社の本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・

「もしもにそなえる
大学生協の保障制度

C O O P
学生総合共済

学生賠償責任保険
(二入書らし特約なし)

学生賠償責任保険
(二入書らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協 覧

- 支払いに関する関係、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険(こども総合補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができません。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

5. その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。

注意喚起情報

- 加入者証はご加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者証が到着するまでの間、パンフレットおよび加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。
- ご不明な点がありましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。

6. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに「お問い合わせ先」までご連絡ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、

保険金の受取人であることを確認するための書類

- ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・被保険者が在学または進学する学校から納付または購入の指示を受けたことを証明する書類
- ・賃貸借契約書および被保険者が負担する賃借料の金額を証明する書類

- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)*のうちの弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

*1 法律上の配偶者に限ります。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

東京海上日動火災保険株式会社

事故が発生した際のご連絡、保険の内容に関するご意見・ご相談等はコープ共済センター0120-16-9431までお願いいたします。

指定紛争解決機関

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

注意喚起情報

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808(ナビダイヤル)(全国共通・通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間:平日 午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

通話料
有料

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではなく、ご加入内容は普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、「総合生活保険の約款」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社Webサイトでご参照ください(ご契約により内容が異なったり、Webサイトに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。インターネット等によりお手続きされる場合は、加入申込書へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

東京海上日動のホームページのご案内
www.tokiomarine-nichido.co.jp

この保険は日本コープ共済生活協同組合連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本コープ共済生活協同組合連合会が有します。

<共同保険引受保険会社について>

東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

共栄火災海上保険株式会社

三井住友海上火災保険株式会社

損害保険ジャパン株式会社

なお、各引受保険会社の引受割合につきましては、代理店にご照会ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
- ☐ 保険金をお支払いする主な場合
 - ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額）
 - ☐ 保険期間
 - ☐ 保険料・保険料払込方法
 - ☐ 保険の対象となる方

2. 加入申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。
- ☐ 加入申込書の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？
 - ☐ 加入申込書の「契約申込者（学生）の他の保険（共済）契約」欄はご確認されていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認ください。特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
- *1 例えば、学業費用補償特約（大学生等用）をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。
- * インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-202211
＜2022年10月1日以降始期契約用＞

制度のあらまし

学生賠償責任保険

学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

※印を付した用語については、P.23～P.24の〈※印の用語のご説明〉をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

1 お申込人・ご加入者（被保険者）となる方

この制度でお申込人および被保険者（補償の対象者）本人（*）となる方の範囲は、日本コープ共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める学校（P.12を参照ください。）の学生（入学等手続きを終え、組合員となられた方を含みます。）に限ります。（*）加入申込書の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

2 保険期間

2026年3月31日までに加入申込み（保険料払込み）された場合は、2026年4月1日午前0時（継続加入の方は午後4時）から2027年4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時から2027年4月1日午後4時までとなります。

3 契約の継続

共済期間・保険期間の満了日の翌日（以下「継続日」といいます。）の前々月までに契約の継続停止やご加入内容の変更を申し出ない限り、「満了する契約」と同一タイプの継続契約の申込みがあったとみなし、卒業予定年まで契約の継続が行われます。なお、次年度以降も継続のご案内として、パンフレットを書面および継続のご案内の書面に2次元バーコードを掲載したPDF方式で提供しますので、必ずご覧ください。

4 保障内容（ケガによる後遺障害）

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	後遺障害保険金額 ^(注)
傷害 保険金	後遺障害 保険金	保険期間中の事故によるケガ [*] のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害 [*] が発生した場合	後遺障害保険金額 ^(注) × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 [*] を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 [*] の診断に基づき後遺障害 [*] の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、後遺障害保険金額 ^(注) から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、後遺障害保険金額 ^(注) が限度となります。 保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度 [*] と同一の保険年度に発生した事故によるケガ [*] に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、後遺障害保険金額 ^(注) から既にお支払いした後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、それぞれの保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、後遺障害保険金額 ^(注) が限度となります。	10万円

（注）この後遺障害保険金には死亡保険金対象外特約がセットされているため死亡保険金はありません。なお、約款上の表記は「死亡・後遺障害保険金額」ですが、「後遺障害保険金額」と表記しています。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険金	後遺障害 保険金	● 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ [*] ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ● 自動車等 [*] の無資格運転、飲酒 [*] または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療 [*] 以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱 [*] 、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群 [*] 、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの [*] ● 入浴中の溺水 [*] （ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。） ● 原因がいかなるときでも、誤嚥（えん） [*] によって発生した肺炎 [*] ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 乗用具 [*] を用いて競技等 [*] をしている間のケガ など (注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。

「もしもにそなえる
大学生協の保障制度

C O P
学生総合共済

学生賠償責任保険
(二書らし特約なし)

学生賠償責任保険
(二書らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協一覧

5 保障内容(賠償責任)

◆保険金をお支払いする場合

(1)日常生活(正課の講義等◎を含む)における賠償事故(以下の(2)の場合を除く)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生等用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット	日本国内または国外において発生した次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物 ^(※1) を壊したりしたこと。 ア.住宅 ^(※2) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ.被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②補償対象受託物 ^(※3) の破損、紛失または盗取 ^(※4) (※1)情報機器等に記録された情報を含みます。 (※2)本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (※3)「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を含みません。 (※4)上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物 ^(※3) につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (注)被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者としてします。
日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生等用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット	上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。 ①事故の直接の結果として死亡した場合 ②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院 [※] した場合 (注)被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者としてします。

(2)正課の講義等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害(感染事故損害防止費用)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	正課の講義等において次のいずれかに該当する不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 (a)不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀(き)損 (b)口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀(き)損またはプライバシーの侵害 (注)被保険者(保険契約により補償を受けられる方)の範囲:ご加入者
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	正課の講義等における医療関連実習での事故により、第三者の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合において、被保険者が感染事故損害防止費用(第三者およびご加入者の感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用)を負担した場合 (注)被保険者の範囲:ご加入者・大学等 ^(※)

◎正課の講義等の範囲:●正課の講義/大学等^(※)が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。(臨床実習、看護実習等の医療関連実習も含みます。)
●学校行事/大学等^(※)が教育活動の一環として主催する行事をいいます。
●教育実習/教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習をいいます。
●特例実習/小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律(平成9年法律第90号)第2条に定める、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をいいます。
●インターンシップ/加入者(被保険者)が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいいます。(アルバイトは含みません。)
●ボランティア活動/正課の講義または学校行事に準じるボランティア活動をいいます。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。
(※)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

◆保険金のお支払額

保険金の種類	保険金のお支払額
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生等用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用 ^(※) 等をお支払いします。 (※)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または日常生活個人賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用) ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生等用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット	被保険者が臨時に必要な費用をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 上表「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度 上表「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有(管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険+学生賠償責任補償特約	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます。)および訴訟費用 ^(※) 等をお支払いします。 (※)引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間中につき500万円が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。

保険金の種類	保険金のお支払額
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約	被保険者が負担した感染事故損害防止費用（第三者およびご加入者の感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用）をお支払いします。 （注１）保険金のお支払額は、保険期間中につき500万円が限度となります。 （注２）損害防止費用の支払額の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。

（注）他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（大学生等用）セット ☆本人のみ補償特約（日常生活個人賠償責任補償特約用）セット	●保険契約者または被保険者の故意による損害●被保険者の職務遂行（アルバイトおよびインターンシップを含みません。）に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任）●被保険者の使用人（家事使用人を含みません。）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任●被保険者と同居する親族※に対する損害賠償責任●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任（日常生活個人賠償責任保険金の「保険金をお支払いする場合」の①による損害賠償責任に適用します。）●心神喪失に起因する損害賠償責任●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任●自動車等※の車両（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート等を含みません。）、船舶、航空機、銃器、職務（アルバイトおよびインターンシップを含みません。）のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による補償対象受託物の損害●自動車等の無資格運転、飲酒運転※または麻薬等を使用している運転中の事故による補償対象受託物の損害●公権力の行使（差し押え、没収・破壊等）による補償対象受託物の損害●補償対象受託物に発生した自然発火または自然爆発●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電気的事故・機械的事故（故障等）による損害●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害●風、雨、雪、雹（ひょう）、砂塵（じん）その他これらに類するもの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害●引き渡し後に発見された補償対象受託物の破損による損害賠償責任●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任（収益減少等）●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任●戦争、その他の変乱※、暴動による損害●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任●別記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約 感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約	●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任●被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任●被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾（じょう）に起因する損害賠償責任●地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任●原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ＜ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。＞の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）●直接であると間接であるとを問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害●被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます。）に起因する賠償責任●被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●最初の不当行為が保険期間開始前になされ、その継続または反復として、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●事実と異なることを知りながら、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任●被保険者によってまたは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任●次のいずれかに該当する感染事故損害防止費用を負担することによって被る損害◇保険期間開始前に感染していた感染症に起因して発生した費用◇正課の講義等における医療関連実習以外に起因して発生した費用 など

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・保者または引受保険会社までお問合わせください。

【日常生活個人賠償責任保険金】

◎補償対象外となる運動等…山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロブレン搭乗

（※１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。

（※２）グライダーおよび飛行船は含みません。

（※３）職務として操縦する場合は含みません。

（※４）モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラブレン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。

◎補償対象外となる主な「受託物」…通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董（とう）、彫刻、美術品、自動車（被牽（けん）引車を含みます。）、原動機付自転車・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機およびこれらの付属品、自転車・無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、サーフボード、ウインドサーフィン、携帯電話（ＰＨＳを含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物（置、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。）、門、塀・垣、物置、庫車その他の付属建物 など

（注）正課の講義等^(※1)において、その目的にしたがって使用している自動車（被牽（けん）引車を含みます。また、道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものおよび農耕作業の用に供する目的として製作された小型特殊自動車に限りま。）、原動機付自転車（道路以外の場所においてのみ運行の用に供するものに限りま。）およびこれらの付属品、自転車・無人機（ドローン）・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話（ＰＨＳを含みます。）等の移動体通信端末機器およびこれらの付属品、ラップトップまたはノート型のパソコン・携帯ゲーム機・電子手帳・電子辞書・電子書籍等の携帯式電子機器およびこれらの付属品、携帯オーディオプレーヤー等の携帯式音響機器およびこれらの付属品、携帯レコーダー等の携帯式録音機器およびこれらの付属品、山岳登山^(※2)を行っている間のその運動等のための用具は補償されます。

（※１）次に掲げるものをいいます。

ア. 大学等^(※3)が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等

イ. 大学等^(※3)が教育活動の一環として主催する行事

ウ. 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項および第5条第1項の表に掲げる教育実習

エ. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条に定める、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験

オ. インターンシップ

カ. ア. またはイ. に準じるボランティア活動。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。

（※２）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含み、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングは含みません。）をいいます。

（※３）学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

「もしもにそなえる
大学生協の保障制度

CO-OP
学生総合共済

学生賠償責任保険
（人書らし特約なし）

学生賠償責任保険
（人書らし特約あり）

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協 覧

6 保障内容(見舞費用)

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
傷害見舞費用保険金 ★傷害見舞費用補償特約 ☆被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)セット	保険期間中の被保険者の行為による偶然な事故により他人が被ったケガ※について、損害賠償金を支払うことなく、慣習として弔慰金や入院見舞金等を支払われた場合および見舞品を購入された場合 (注1)引受保険会社の同意を得て支払われた費用に限り、 (注2)被保険者の範囲は、次のいずれかに該当する方です。 ア.本人 イ.本人の親権者およびその他の法定の監督義務者	被害者1名につき次の金額を限度として、実際に負担された額をお支払いします。ただし、1回の事故について、100万円がお支払いの限度となります。 ①被害者が事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 50万円 ^(※1) ②被害者に事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が発生した場合 50万円の100%～4%(傷害保険金の後遺障害等級表に応じた割合) ③被害者が事故によるケガ※の治療※のため入院※した場合 ア.入院期間31日以上の場合 100,000円 イ.入院期間15日以上30日以内の場合 50,000円 ウ.入院期間8日以上14日以内の場合 30,000円 エ.入院期間7日以内の場合 15,000円 ④被害者が事故によるケガ※の治療※のため通院※した場合 ^(※2) ア.通院日数31日以上の場合 50,000円 イ.通院日数15日以上30日以内の場合 30,000円 ウ.通院日数8日以上14日以内の場合 20,000円 エ.通院日数7日以内の場合 10,000円 (※1)既にお支払いした後遺障害見舞費用保険金がある場合は、50万円から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。 (※2)通院されない場合で、所定の部位※を固定するためにギプス等を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師※の指示による固定であること(※)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限り、 (※)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限り、 (注)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあると補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

●被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)がセットされているため、傷害見舞費用補償特約における被保険者の範囲は、本人ならびに本人の親権者およびその他の法定の監督義務者となります。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害見舞費用保険金 ★傷害見舞費用補償特約 ☆被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)セット	●保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による費用●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打によるケガ●被保険者の職務遂行に起因するケガ●被保険者と同居する親族※が被ったケガ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます。)が業務中に被ったケガ●自動車等※の車両、船舶、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因するケガ●戦争、その他の変乱※、暴動による費用(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用●原因がいかなくとも、顎(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他見所のないもの●入浴中の溺水※(ただし、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被ったケガによって発生した場合を除きます。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎 など

7 保障内容(借家人賠償責任他)

◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
借家人賠償責任保険金 ★借家人賠償責任補償(オールリスク)特約 ☆賠償事故の解決に関する特約セット	保険期間中に、日本国内において、借用住宅 ^(※1) が被保険者の責任による事故により損壊 ^(※2) し、被保険者 ^(※3) が貸主に対する法律上の損害賠償責任を負った場合 (※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者住所の建物または住戸室をいい、転居した場合は転居先の建物または住戸室をいいます。 (※2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。 (※3)借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限り、)を被保険者として扱います。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額+「判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金」-「被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額」-「免責金額」(0円) (注1)1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
借用住宅修理費用保険金 ★借用住宅修理費用補償(大学生等用)特約	不測かつ突発的な事故により、日本国内において借用住宅 ^(※1) に損害が発生し、被保険者 ^(※2) がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に、その借用住宅を自己の費用で現実に修理した場合。ただし、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を含みません。 (※1)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。ただし、建物または住戸室に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は含みません。 (※2)借用住宅の賃借名義人が被保険者と異なる場合には、その賃借名義人を含みます。	被保険者が負担された修理費用 ^(※) の実費をお支払いします。 (※)借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、借用住宅修理費用保険金額が限度となります。 (注2)建物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根、階段等)や、居住者が共同で利用する部分(玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等)の修理費用はお支払いしません。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
水道管修理費用保険金 ★借用住宅修理費用補償(大学生等用)特約	日本国内において借用住宅 ^(※) の専用水道管が凍結によって破損し、被保険者が自己の費用で修理した場合。ただし、パッキングのみの破損を含みません。 (※)「借用住宅」とは、被保険者が借用または使用する被保険者の居住の用に供される建物または住戸室をいいます。ただし、建物または住戸室に収容されている家財、什器その他の備品等の動産は含みません。	被保険者が負担された修理費用 ^(※) の実費をお支払いします。 (※)凍結によって損害が発生した専用水道管を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに10万円が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額
(住宅内生活用動産保険金)損害保険金 ★住宅内生活用動産補償(大学生等用)特約 ☆住宅内生活用動産補償(大学生等用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	保険期間中の日本国内における次のいずれかに該当する事故により、被保険者が所有し、敷地内 ^(※1) に収容される生活用動産 ^(※2) に損害が発生した場合 ・火災、落雷、破裂、爆発 ・風災、雹(ひょう)災、雪災^(※3)(吹込みまたは雨漏り等による損害を含みません。) ・水災^(※4) ・給排水設備の破損もしくは詰まりにより発生した漏水、放水等または他人の戸室で発生した漏水、放水等による水ぬれ ・建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触 ・騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ・盗難 ・破損、汚損等 (※1)被保険者の居住の用に供される建物が所在する場所およびこれに連続した土地をいいます。 (※2)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を含みません。 (※3)豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を含みません。 (※4)台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、再調達価額の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が発生することをいいます。	被害物の損害の額から免責金額 ^(※) (破損、汚損等の場合にのみ、1回の事故につき1万円)を差し引いた額をお支払いします。 (注1)損害の額は、再調達価額 ^(※) によって定めます。なお、被害物の損傷を修理しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修理費(残存物取片づけ費用を含みます。))をもって損害の額を定め、修理に伴って発生した残存物がある場合は、その価額を差し引いてお支払いします。この場合においても、損害の額が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害の額とします。 (注2)損害の額は、貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻品等については、1個、1組について30万円が限度となります。 (注3)通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光施設利用券、旅行券、定期券または回数券をいい、プリペイドカードおよび電子マネーは含まれません。))については、盗難による損害が発生した場合に限り、損害保険金をお支払いします。また、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。))については、盗難によって現金が引き出される損害が発生した場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。なお、いずれの場合も1敷地内につき、10万円が限度となります。 (注4)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。ただし、盗難または破損、汚損等による損害の場合は、1回の事故につき、50万円または保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注5)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
(住宅内生活用動産保険金)臨時費用保険金 ★住宅内生活用動産補償(大学生等用)特約 ☆住宅内生活用動産補償(大学生等用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	(住宅内生活用動産保険金)損害保険金がお支払われる場合	[損害保険金]×[10%]をお支払いします。 (注1)保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円が限度となります。 (注2)臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。))ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。
救済者費用等保険金 ★救済者費用等補償(入院ワイド型)特約 ☆疾病補償特約(救済者費用等補償(入院ワイド型)特約用)セット	救済対象者 ^(※) が次の①～⑤のいずれかに該当したことにより、被保険者 ^(※) が費用を負担された場合 ① 保険期間中に救済対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合 ② 保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救済対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合 ③ 保険期間中に被った外出中のケガ^(※)のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて3日以上入院^(※)された場合 ④ 保険期間中に病気により死亡された場合 ⑤ 保険期間中に発病した病気の治療^(※)のため、続けて3日以上入院された場合。ただし、保険期間中に治療を開始していた場合に限りです。 (※)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救済対象者または救済対象者の親族 ^(※) をいいます。	被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。 ア. 遭難した救済対象者 ^(※) の捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救済者 ^(※) の現地 ^(※) までの1往復分の交通費(救済者2名分まで) ^(※) ウ. 救済者の現地および現地までの行程での宿泊料(救済者2名分かつ1名につき14日分まで) ^(※) エ. 死亡されたまたは治療 ^(※) を継続中の救済対象者を現地から移送する費用 オ. 諸雑費(救済者の渡航手続費および救済対象者または救済者が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。)。ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は10万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。 (注1)保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救済者費用等保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度 ^(※) ごとに保険金額が限度となります。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。))が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救済対象者の生死が判明した後または救済対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は含みません。

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任保険金 ★借家人賠償責任補償(オールリスク)特約	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害●被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任●借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事による損害●被保険者と貸主との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任●貸主に借用住宅を引き渡した後に発見された損壊による損害賠償責任●戦争、その他の変乱 ^(※) 、暴動による損害●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など

「もしもにそなえる
大学生協の保障制度

CO-OP
学生総合共済

学生賠償責任保険
(人暮らし特約なし)

学生賠償責任保険
(人暮らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協一覧

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
借用住宅修理費用保険金 ★借用住宅修理費用補償 (大学生等用)特約	●保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●借用住宅に対する加工・修理・調整の作業中における、作業上の過失または技術の拙劣による損害●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用住宅の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害●詐欺または横領によって借用住宅に発生した損害●土地の沈下、隆起、振動等による損害●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。)であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害●借用住宅の使用により不可避的に発生した汚損、すり傷、かき傷等の損害●電球、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害(フィラメントのみに損害が発生した場合も含みます。)●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 など
水道管修理費用保険金 ★借用住宅修理費用補償 (大学生等用)特約	●保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
(住宅内生活用動産保険金)損害保険金 ★住宅内生活用動産補償 (大学生等用)特約 ☆住宅内生活用動産補償 (大学生等用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害●生活用動産の使用・管理を委託された方または被保険者と同居する親族※の故意による損害●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●生活用動産の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きを含みます。)であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害●生活用動産が被保険者の居住の用に供される建物が存在する敷地内の外にある間に発生した事故による損害●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為。(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。)●戦争、その他の変乱※、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害 破損、汚損等の事故については、上記の損害のほか次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。)上の過失または技術の拙劣によって発生した損害●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害●詐欺または横領によって生活用動産に発生した損害●土地の沈下、隆起、振動等による損害●電球、ブラウン管等の管球類のみに発生した損害(フィラメントのみに損害が発生した場合も含みます。)●楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の音色または音質の変化による損害●生活用動産である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害を含みません。●上記にかかわらず、破損、汚損等の事故によって、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の身体補助器具に発生した損害 など
(住宅内生活用動産保険金)臨時費用保険金 ★住宅内生活用動産補償 (大学生等用)特約 ☆住宅内生活用動産補償 (大学生等用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	(住宅内生活用動産保険金)損害保険金に同じ)
救済者費用等保険金 ★救済者費用等補償(入院ワイド型)特約 ☆疾病補償特約(救済者費用等補償(入院ワイド型)特約用)セット	●保険契約者、被保険者、救済対象者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による費用●自動車等※の無資格運転、飲酒運転または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用●脳疾患、病気または心神喪失による費用。ただし、救済対象者が「保険金をお支払いする場合」の④または⑤に該当した場合を含みません。●妊娠、出産、早産または流産による費用●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※以外の外科的手術その他の医療処置による費用●戦争、その他の変乱※、暴動による費用。ただし、テロ行為による費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの※●入浴中の溺死※。ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)※によって発生した肺炎※別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 など

◎補償対象外となる主な「生活用動産」…

- (1)被保険者の実家※の敷地内に収容される被保険者の生活用動産
 - (2)船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、パラグライダー・サーフボード・無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、運転免許証、パスポート、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勳章、き草、免許状、テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ(市販されていないものをいいます。) など
- (注)通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等については盗難による損害が発生した場合に限り、保険の対象として取り扱います。

<※印の用語のご説明>

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。●「医師」とは、被保険者(※)が医師の場合は、被保険者(※)以外の医師をいいます。(※)救済者費用等補償(入院ワイド型)特約の場合は救済対象者※とします。また、傷害見舞費用補償特約の場合は被害者と読み替えます。●「飲酒運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。●「オンライン診療」とは、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り、なお、電話診療は含みません。●「ギブス等」とは、ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、P T Bキャスト、P T Bブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り)。およびハローベストをいいます。●「救済者」とは、救済対象者※の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地※へ赴く救済対象者の親族※(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。●「救済対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。●「競技等」とは、競技、競争、興行(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(※)いずれもそのための練習を含みます。●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収

または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。●「現地」とは、事故発生地または救済対象者*の収容地をいいます。●「後遺障害」とは、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることを含みます。●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。●「実家」とは、被保険者の親またはこれに準ずる方の連絡先として、被保険者が在籍する学校または保険契約者に届け出た住所に所在する建物をいいます。●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。●「乗用具」とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。●「所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節および足関節をいいます。)。・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限り、顎骨または顎関節。ただし、線割子等で上下顎を一体的に固定した場合に限り、顎骨。●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。●「治療」とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療*により、治療*を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含まれません。●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息を含みます。●「入院」とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。●「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度とします。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…とします。ただし、保険期間に1年末満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

〈特約について(学生・こども総合保険)〉

○天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*の場合も、傷害保険金をお支払いします。○すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

○19HKのすべてのご契約に「保険期間の変更に関する特約」が自動的にセットされます。(詳細下表)

セットする特約	特約の説明
保険期間の変更に関する特約(大学生等用)(19HKセット)	初年度契約(*1)については、加入者証等記載の保険始期日にかかわらず、以下の①から③までのいずれか遅い日の午前0時から日常生活個人賠償責任保険金、日常生活個人賠償責任保険金(臨時費用)および借家人賠償責任保険金の補償を開始します。 ①借住住宅(*2)の賃貸借契約の契約開始日 ②申込書提出日もしくは保険料払込日のいずれか早い日の翌日 ③加入者証等記載の保険始期日の属する月の前月1日
(入学前一人暮らし賠償保障)	(*)1 学生賠償責任保険に加入した初年度のご契約をいい、一人暮らし特約ありの場合に限り、 (*)2 「借住住宅」とは、被保険者が借用地または使用する被保険者住所の建物または住戸室をいい、転居した場合は転居先の建物または住戸室をいいます。なお、賃貸借契約書、入居証明書等で入居の事実を証明できるものに限り、

・学生賠償責任保険の「制度のあらまし」「重要事項説明書」にある「保障」は、約款上の表記は「補償」です。このパンフレットでは便宜上「保障」としています。

制度のあらまし

就学費用保障保険

学業費用補償特約(大学生等用)・
疾病による学業費用補償特約(大学生等用)付帯総合生活保険

1 ご加入者(被保険者＝保険の対象となる方)となれる方

日本コープ共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の初日において、学校教育法に定める大学(大学院、短期大学を含む。)の学生(大学の学部、短期大学の学科および大学院の研究科ならびに専攻科、別科の学生、留学生、聴講生、研究生をいう。)、中学校および高等学校の生徒(中等教育学校の生徒および高等専門学校)の学生を含む。)、特別支援学校の中学部および高等部の生徒もしくは専修学校および各種学校の生徒(ただし、教育基本法に定める義務教育を修了した者または留学生に限る。))または外国大学日本校(外国の大学、大学院または短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学省告示により指定されたものをいう。)の学生(外国大学日本校の課程に在学する学生、留学生、聴講生、研究生をいう。)の方となります。

2 保険期間

2026年度の新入学生の方が2026年3月31日までに加入申し込み(保険料払込み)された場合は、2026年4月1日午前0時から2027年4月1日午後4時までとなります。また、中途加入される場合は、保険料払込日の翌日午前0時から2027年4月1日午後4時までとなります。なお、2026年3月以前に中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時から2026年4月1日午後4時までとなります。(2026年3月以前に中途加入される場合、保障内容および保険料が本パンフレットの記載内容と異なります。必ず2025年4月以降保障開始版「CO・OP学生総合共済」パンフレットをご確認ください。)

3 扶養者について

学業費用・疾病による学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入申込書の「扶養者」欄に記入してください。原則として、**扶養者として指定できるのは、被保険者の親権者であり(被保険者が成年に達した場合を除きます。)、被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方**とします。

4 保障内容(傷害補償)

※制度のあらましがご加入いただく保障に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)。保険の対象となる方がケガ*1*2を被った場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 *1にかかわらず、傷害補償におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*3 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セットされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

5 補償の概要等(進学費用保険金・疾病進学費用保険金は本制度では対象外です。)

傷害補償基本特約	後遺障害保険金	後遺障害基本特約
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について後遺障害保険金額が限度となります。	●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ●自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等

「もしもにそなえる
大学生協の保障制度

CO・OP
学生総合共済

学生賠償責任保険
(一人暮らし特約なし)

学生賠償責任保険
(一人暮らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協一覧

学業費用補償特約(大学生等用)	学資費用保険金	保険金をお支払いする 主な場合	扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間中に学資費用*2を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ただし、通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費)のお支払いは支払年度ごとに10万円を限度とします。 (重度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀嚼および言語の機能を廃した物 ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 <table><tr><td>※支払対象期間とは・・・扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。なお、保険期間中に被保険者に下表の左欄に該当する事由が生じた場合、必要書類を提出することで上記に関わらず学業費用支払終期をそれぞれ対応する下表の右欄に指定する日とします。ただし、左欄に該当する事由が、保険金支払事由の発生以前に生じている場合に限り、また、左欄の複数の事由に該当した場合は、学業費用支払終期をいずれか一つの事由に対応する日とし、重複して適用しません。</td><td></td></tr><tr><td>① 編入学、転学または転籍が決定した場合</td><td>契約により取り決めた学業費用支払終期から1年後の応当日</td></tr><tr><td>② ①以外の場合で、進学が決定したとき</td><td>契約により取り決めた学業費用支払終期から2年後の応当日</td></tr><tr><td>③ 留年により被保険者が在学する学校における在学期間の延長が決定した場合</td><td>契約により取り決めた学業費用支払終期から1年後の応当日</td></tr></table> ※編入学…異なる学校種間における途中年次からの入学をいいます。転学…同一種類の学校種間の移動で、他の学校への途中入学をいいます。転籍…同一の学校における他の学部、学科等への移動をいいます。 ※①、②は入学者選抜等において合格が通知されることまたは入学手続きが完了することを言います。 ※①は編入学、転学または転籍後の学校における在学期間が、編入学、転学または転籍前の学校における残りの在学期間より長くなる場合に限り、また、③は成績証明書等によって学校から在学期間の延長を通知されることをいいます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 以下の費用をいいます。 ●授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*3の指示に基づいて学校*3に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ●学校*3の指示に基づいて学校*3に納付または業者から購入する教材費*4 ●在学する為に必要となる通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費) *3 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます *4 制服代を含みます。	※支払対象期間とは・・・扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。なお、保険期間中に被保険者に下表の左欄に該当する事由が生じた場合、必要書類を提出することで上記に関わらず学業費用支払終期をそれぞれ対応する下表の右欄に指定する日とします。ただし、左欄に該当する事由が、保険金支払事由の発生以前に生じている場合に限り、また、左欄の複数の事由に該当した場合は、学業費用支払終期をいずれか一つの事由に対応する日とし、重複して適用しません。		① 編入学、転学または転籍が決定した場合	契約により取り決めた学業費用支払終期から1年後の応当日	② ①以外の場合で、進学が決定したとき	契約により取り決めた学業費用支払終期から2年後の応当日	③ 留年により被保険者が在学する学校における在学期間の延長が決定した場合	契約により取り決めた学業費用支払終期から1年後の応当日
	※支払対象期間とは・・・扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。なお、保険期間中に被保険者に下表の左欄に該当する事由が生じた場合、必要書類を提出することで上記に関わらず学業費用支払終期をそれぞれ対応する下表の右欄に指定する日とします。ただし、左欄に該当する事由が、保険金支払事由の発生以前に生じている場合に限り、また、左欄の複数の事由に該当した場合は、学業費用支払終期をいずれか一つの事由に対応する日とし、重複して適用しません。										
① 編入学、転学または転籍が決定した場合	契約により取り決めた学業費用支払終期から1年後の応当日										
② ①以外の場合で、進学が決定したとき	契約により取り決めた学業費用支払終期から2年後の応当日										
③ 留年により被保険者が在学する学校における在学期間の延長が決定した場合	契約により取り決めた学業費用支払終期から1年後の応当日										
	保険金をお支払いしない 主な場合	●ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)●扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態●扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態●扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 等									
疾病による学業費用補償特約(大学生等用)	疾病学資費用保険金	保険金をお支払いする 主な場合	扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。 ただし、通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費)のお支払いは支払年度ごとに10万円を限度とします。 ※上記にかかわらず、学業費用補償特約により保険金を支払うべき身体障害*4に対しては保険金をお支払いできません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 本欄の*1、*2、*3については、「学資費用保険金」の「保険金をお支払いする主な場合」欄をご参照ください。 *4 ケガまたは病気をいい、この場合のケガにはケガの原因となった事故を含みます。								
		保険金をお支払いしない 主な場合	●地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1●ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態●保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)●扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態●扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態●扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態●扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)といいます。)(の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 等 *1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。								

●お客さまに関する情報の取扱いについて(学生賠償責任保険、就学費用保障保険)

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名(センシティブ情報)を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。また、この保険契約に関する個人情報を日本コープ共済生活協同組合連合会およびその会員である大学生協に提供することがあります。なお、保険金をご請求される際に引受保険会社が取得する個人情報についても、同様に日本コープ共済生活協同組合連合会およびその会員である大学生協に提供することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。詳細は、三井住友海上Webサイト(<https://www.ms-ins.com>)または東京海上日動Webサイト(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご覧ください。



このパンフレットは、学生賠償責任保険・就学費用保障保険の概要を説明したものです。詳しくは、取扱代理店または三井住友海上・東京海上日動にご照会ください。なお、ご加入の際は学生賠償責任保険の「重要事項説明書」「制度のあらまし」または就学費用保障保険の「重要事項説明書」「制度のあらまし」を必ずご一読ください。

取扱代理店

株式会社 大学生協保険サービス

営業時間／平日(月～金曜日)9:40～17:30

引受保険会社

学生賠償責任保険

A25-100391

就学費用保障保険

25T-000320

三井住友海上火災保険株式会社(幹事)

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

東京海上日動火災保険株式会社(幹事)

(担当:広域法人部 団体・協同組織室)

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

25

地域の生協(コープ)一覧

新社会人コース事前申込をご希望の場合は、
申込書の「地域生協(コープ)加入状況」欄にご記入ください。
(下記一覧に掲載のない地域の生協の場合は記入不要です)(2025年3月現在)



各生協のお問い合わせ
はこちらから



北海道

生活協同組合コープさっぽろ
生活クラブ生活協同組合(北海道)

青森県

生活協同組合コープおおもり
青森県民生活協同組合
青森県庁消費生活協同組合
生活クラブ生活協同組合(青森)

岩手県

いわて生活協同組合
生活クラブ生活協同組合(岩手)
岩手県学校生活協同組合

宮城県

みやぎ生活協同組合
生活協同組合あいコープみやぎ

秋田県

生活協同組合コープあきた

山形県

生活協同組合共立社
生活クラブやまがた生活協同組合

福島県

みやぎ生活協同組合・コープふくしま
生活協同組合コープあいづ
生活協同組合パルシステム福島
生活協同組合あいコープふくしま
生活クラブふくしま生活協同組合

茨城県

いばらきコープ生活協同組合
生活協同組合パルシステム茨城 栃木
生活クラブ生活協同組合(茨城)
常総生活協同組合
よつ葉生活協同組合
茨城県庁生活協同組合

栃木県

とちぎコープ生活協同組合
よつ葉生活協同組合
生活協同組合パルシステム茨城 栃木
生活協同組合パルシステム群馬
生活クラブ生活協同組合(栃木)

群馬県

生活協同組合コープぐんま
生活協同組合パルシステム群馬
よつ葉生活協同組合
生活クラブ生活協同組合(群馬)

埼玉県

生活協同組合コープみらい
生活協同組合パルシステム埼玉
生活クラブ生活協同組合(埼玉)
埼玉県勤労者生活協同組合
東都生活協同組合

千葉県

生活協同組合コープみらい
生活協同組合パルシステム千葉
生活クラブ生活協同組合(千葉)
なのはな生活協同組合
東都生活協同組合
常総生活協同組合

東京都

生活協同組合コープみらい
生活協同組合パルシステム東京
東都生活協同組合
生活クラブ生活協同組合(東京)
なのはな生活協同組合
自然派くらぶ生活協同組合

神奈川県

生活協同組合ユーコープ
生活協同組合パルシステム神奈川
生活クラブ生活協同組合(神奈川)
東都生活協同組合
生活協同組合うらがCO-OP
富士フィルム生活協同組合
福祉クラブ生活協同組合
生活協同組合ナチュラルコープヨコハマ
全日本海員生活協同組合
自然派くらぶ生活協同組合
やまゆり生活協同組合

新潟県

生活協同組合コープデリにいがた
生活協同組合パルシステム新潟ときめき

富山県

とやま生活協同組合

石川県

生活協同組合コープいしかわ

福井県

福井県民生活協同組合

山梨県

生活協同組合ユーコープ
生活協同組合パルシステム山梨 長野
生活クラブ生活協同組合(山梨)

長野県

生活協同組合コープながの
生活クラブ生活協同組合(長野)
生活協同組合パルシステム山梨 長野
長野県庁生活協同組合

岐阜県

生活協同組合コープぎふ
生活協同組合アイチョイス岐阜
岐阜県学校生活協同組合

静岡県

生活協同組合ユーコープ
生活協同組合パルシステム静岡
生活クラブ生活協同組合(静岡)
あいち生活協同組合
富士フィルム生活協同組合

愛知県

生活協同組合コープあいち
あいち生活協同組合
一宮生活協同組合
トヨタ生活協同組合
かりや愛知中央生活協同組合
生活クラブ生活協同組合(愛知)

三重県

生活協同組合コープみえ
一宮生活協同組合

滋賀県

生活協同組合コープしが
生活協同組合コープ自然派京都
生活クラブ生活協同組合(滋賀)
グリーンコープしがまる生活協同組合

京都府

京都生活協同組合
京都市民共済生活協同組合
生活協同組合コープ自然派京都
生活協同組合コープこうべ
生活クラブ生活協同組合京都エル・コープ

大阪府

生活協同組合おおさかパルコープ
大阪いずみ市民生活協同組合
生活協同組合コープこうべ
大阪よどがわ市民生活協同組合
大阪市民共済生活協同組合
生活協同組合コープ自然派おおさか
生活クラブ生活協同組合大阪
生活協同組合エスコープ大阪
グリーンコープ生活協同組合おおさか
泉南生活協同組合
大阪学校生活協同組合

兵庫県

生活協同組合コープこうべ
生活協同組合コープ自然派兵庫
西宮市民共済生活協同組合
姫路市民共済生活協同組合
神戸市民生活協同組合
生活クラブ生活協同組合都市生活
尼崎市民共済生活協同組合

奈良県

市民生活協同組合ならコープ
生活協同組合コープ自然派奈良
生活クラブ生活協同組合(奈良)

和歌山県

わかやま市民生活協同組合
生活協同組合コープ自然派おおさか
泉南生活協同組合

鳥取県

鳥取県生活協同組合
グリーンコープ生活協同組合とっとり

島根県

生活協同組合しまね
グリーンコープ生活協同組合(島根)
島根県学校生活協同組合

岡山県

生活協同組合おかやまコープ
グリーンコープ生活協同組合おかやま
三井造船生活協同組合

広島県

生活協同組合ひろしま
グリーンコープ生活協同組合ひろしま
竹原生活協同組合
因島生活協同組合

山口県

生活協同組合コープやまぐち
グリーンコープやまぐち生活協同組合
山口県学校生活協同組合

徳島県

生活協同組合とくしま生協
生活協同組合コープ自然派しこく
徳島県学校生活協同組合

香川県

生活協同組合コープかがわ
生活協同組合コープ自然派しこく
香川県学校生活協同組合

愛媛県

生活協同組合コープえひめ
生活協同組合コープ自然派しこく
因島生活協同組合

高知県

こうち生活協同組合
生活協同組合コープ自然派しこく
高知県学校生活協同組合

福岡県

エフコープ生活協同組合
グリーンコープ生活協同組合ふくおか
福岡県民火災共済生活協同組合

佐賀県

コープさが生活協同組合
グリーンコープ生活協同組合さが

長崎県

生活協同組合ララコープ
グリーンコープ生活協同組合(長崎)

熊本県

生活協同組合くまもと
グリーンコープ生活協同組合くまもと

大分県

生活協同組合コープおおいた
グリーンコープ生活協同組合おおいた
日田市民生活協同組合

宮崎県

生活協同組合コープみやざき
グリーンコープ生活協同組合みやざき

鹿児島県

生活協同組合コープかごしま
グリーンコープかごしま生活協同組合

沖縄県

生活協同組合コープおきなわ
沖縄県学校生活協同組合

「もしもにそなえる
大学生協の保障制度

CO-OP
学生総合共済

学生賠償責任保険
(二人暮らし特約なし)

学生賠償責任保険
(二人暮らし特約あり)

就学費用保障保険

共済・保険
7つの特長

新社会人コース

契約意向確認書

重要事項説明書
制度のあらまし

地域の生協一覧

お手頃な掛金＋保険料で充実した保障

CO・OP学生総合共済^(注1)

G1200コース
1年間の掛金

14,400円

学生賠償責任保険^(注2)

・実家通学の方
・アパート・寮などにお住まい
だが「お住まい」等を取り巻く
リスクに備える一人暮らし
のための保障が不要な方

・アパート・寮などにお住まい
で「お住まい」等を取り巻く
リスクに備える一人暮らしの
ための保障が必要な方

一人暮らし特約なし

1年間の保険料^(19H)

1,800円

一人暮らし特約あり

1年間の保険料^(19HK)

8,500円

就学費用保障保険^(19W)^(注3) (1口あたりの保険料)

卒業予定年	1年目の保険料
2027年卒業 専門学校生など	530円
2028年卒業 短大生、院生など	1,210円
2029年卒業 博士課程など	1,930円
2030年卒業 学部生	2,610円
2031年卒業 高等専門学校生など	3,290円
2032年卒業 医・歯・薬・獣医系など	3,870円

◆卒業までの期間が短くなるにしたがい、2年目以降の保険料は少なくなります。

【例】	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
2030年卒業予定 (4年制)	2,610円	1,930円	1,210円	530円	—	—
2032年卒業予定 (6年制)	3,870円	3,290円	2,610円	1,930円	1,210円	530円

※学生賠償責任保険および就学費用保障保険の保険料は2026年4月29日までに払込んだ場合の金額です。

※掛金・保険料は料率改定等により変更となる場合があります。

学生賠償責任保険(施設・生産物賠償責任保険を除きます。)-就学費用保障保険については30%の団体割引が適用されます。

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。なお上記の学生賠償責任保険の保険料(施設・生産物賠償責任保険を除きます。)は、職種別A・学生の場合の保険料です。ご職業に就かれている場合には職種別が異なることがあります。代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※学生総合共済は、学生組合員で発効日の年齢が満34歳以下の方が加入することができます。

※留学生・扶養を受けない方は、学生総合共済の掛金・保障内容が異なる場合があります。お問い合わせはコープ共済センターまでお願いします。

※掛金・保険料を口座振替することにより、契約は卒業予定年まで自動継続します。2年目からの掛金・保険料の支払いは口座振替です。

※学生総合共済・学生賠償責任保険・就学費用保障保険の振替口座は、原則1口座の登録となります。

※就学費用保障保険は最大15口まで加入できます。ただし、就学費用保障保険は1被保険者につき1契約とします。

注1 CO・OP学生総合共済は、日本コープ共済生活協同組合連合会が元受団体となる共済契約となります。

注2 日本コープ共済生活協同組合連合会を団体保険契約者とし、三井住友海上火災保険株式会社を幹事会社として締結する損害保険の団体契約となります。CO・OP共済ではありません。

注3 日本コープ共済生活協同組合連合会を団体保険契約者とし、東京海上日動火災保険株式会社を幹事会社として締結する損害保険の団体契約となります。CO・OP共済ではありません。

加入手続きについてのお問い合わせ

加入資格や加入プランなどの手続きに関することは各大学生協の共済カウンターまで

【学生総合共済 取扱生協一覧】 <https://www.univcoop.or.jp/info/coop-search.html>



保障内容についてのお問い合わせ

保障内容について詳しくお知りになりたい方はこちらまで **コープ共済センター 0120-16-9431**

☎おかけいただくと音声ガイダンスが流れます。音声ガイダンスに従い①を押してください。(音声ガイダンスの途中でも押すことができます。)

受付時間 9:00～18:00 月～土(祝日含む) ※年末年始はお休みとなります。(12/31～1/3)

Webサイト内「よくいただく質問」も
あわせてご覧ください。

<https://kyosai.univcoop.or.jp/>



※学生総合共済の先進医療保障につきましては、上記のコープ共済センターにお問い合わせください。

※情報変更や解約をする場合は、当会所定の変更届や解約届を提出いただきます。

※パンフレットの記載内容は予告なく変更することがあります。

契約引受団体

日本コープ共済生活協同組合連合会

CO・OP共済は個人情報大切に、個人情報保護法を守ります。

下記のコープ共済連のホームページでもご案内しています。

<https://coopkyosai.coop>

コープ共済

検索



PA2601(1)(2025.07.100,000)

みんなの文字®

この制作物は、みんなの文字を使用しています。

みんなの文字は、一般社団法人UCDAが「読みやすさ」を認証した書体です。

承認番号: ucm260101(1), A25-100391, 25T-000320

承認年月: 2025年6月 使用期限: 2027年4月1日